## 3.2 社会的状況

## 3.2.1 人口及び産業の状況

## 1. 人口の状況

御坊市、美浜町、日高町及び和歌山県の人口及び世帯数の推移は第3.2-1表のとおりである。 人口については、御坊町及び美浜町ではやや減少傾向であるが、日高町ではやや増加傾向である。

第3.2-1表 人口及び世帯数の推移

| □ T 八 | fr:     | 人口 (人)   |          |          |          |  |
|-------|---------|----------|----------|----------|----------|--|
| 区分    | 年       | 総数       | 男        | 女        | (世帯)     |  |
|       | 平成 26 年 | 25, 172  | 12, 226  | 12, 946  | 10, 091  |  |
|       | 平成 27 年 | 24, 902  | 12, 056  | 12, 846  | 9, 932   |  |
| 御坊市   | 平成 28 年 | 24, 572  | 11,880   | 12, 692  | 9, 918   |  |
|       | 平成 29 年 | 24, 166  | 11, 723  | 12, 443  | 9, 957   |  |
|       | 平成 30 年 | 23, 871  | 11, 586  | 12, 285  | 9, 966   |  |
|       | 平成 26 年 | 7, 667   | 3, 509   | 4, 158   | 3, 040   |  |
|       | 平成 27 年 | 7, 558   | 3, 478   | 4, 080   | 2, 974   |  |
| 美浜町   | 平成 28 年 | 7, 445   | 3, 426   | 4, 019   | 2, 982   |  |
|       | 平成 29 年 | 7, 357   | 3, 400   | 3, 957   | 2, 961   |  |
|       | 平成 30 年 | 7, 274   | 3, 359   | 3, 915   | 2, 954   |  |
|       | 平成 26 年 | 7, 525   | 3, 567   | 3, 958   | 2, 837   |  |
|       | 平成 27 年 | 7, 614   | 3, 594   | 4, 020   | 2, 786   |  |
| 日高町   | 平成 28 年 | 7, 644   | 3, 627   | 4, 017   | 2, 789   |  |
|       | 平成 29 年 | 7, 648   | 3, 651   | 3, 997   | 2, 815   |  |
|       | 平成 30 年 | 7, 656   | 3, 658   | 3, 998   | 2, 835   |  |
|       | 平成 26 年 | 974, 368 | 458, 184 | 516, 184 | 398, 605 |  |
|       | 平成 27 年 | 967, 365 | 454, 920 | 512, 445 | 392, 220 |  |
| 和歌山県  | 平成 28 年 | 958, 018 | 450, 408 | 507, 610 | 391, 760 |  |
|       | 平成 29 年 | 948, 260 | 445, 923 | 502, 337 | 392, 755 |  |
|       | 平成 30 年 | 938, 107 | 441, 174 | 496, 933 | 392, 931 |  |

注:各年4月1日現在の値である。

[「和歌山県推計人口について」(和歌山県HP、閲覧:平成30年10月)より作成]

# 2. 産業の状況

御坊市、美浜町、日高町及び和歌山県の産業別就業者数は第 3.2-2 表のとおりである。平成 27 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、御坊市、美浜町及び日高町ともに第三次産業の占める割合が高い。

第3.2-2表 産業別就業者数(平成27年10月1日現在)

(単位:人、()内は%)

| 産業                 | 御坊市     | 美浜町    | 日高町    | 和歌山県     |
|--------------------|---------|--------|--------|----------|
| <i>□</i>           | 1,370   | 233    | 542    | 38, 997  |
| 第一次産業              | (12.2)  | (7.0)  | (14.8) | (8.8)    |
| 農業・林業              | 1, 291  | 193    | 468    | 36, 902  |
| 漁業                 | 79      | 40     | 74     | 2, 095   |
| 第二次産業              | 2, 467  | 681    | 764    | 96, 639  |
| <b>第</b> ──        | (21.9)  | (20.6) | (20.9) | (21.7)   |
| 鉱業、採石業、砂利採取業       |         | _      |        | 78       |
| 建設業                | 987     | 285    | 281    | 33, 388  |
| 製造業                | 1, 480  | 396    | 483    | 63, 173  |
| <b>第二次</b>         | 7, 363  | 2, 362 | 2, 340 | 297, 145 |
| 第三次産業              | (65.4)  | (71.4) | (64.0) | (66.7)   |
| 電気・ガス・熱供給・水道業      | 162     | 29     | 36     | 2, 834   |
| 情報通信業              | 77      | 23     | 29     | 4, 562   |
| 運輸業、郵便業            | 347     | 110    | 108    | 20, 422  |
| 卸売業、小売業            | 1,807   | 392    | 419    | 68, 173  |
| 金融業、保険業            | 211     | 89     | 63     | 9, 575   |
| 不動産業、物品賃貸業         | 105     | 28     | 20     | 5, 712   |
| 学術研究、専門・技術サーピス業    | 184     | 57     | 69     | 9, 476   |
| 宿泊業、飲食サービス業        | 633     | 153    | 169    | 24, 702  |
| 生活関連サービス業、娯楽業      | 438     | 109    | 104    | 15, 298  |
| 教育、学習支援業           | 488     | 211    | 216    | 21, 267  |
| 医療、福祉              | 1,673   | 710    | 636    | 65, 219  |
| 複合サービス事業           | 211     | 70     | 100    | 6, 009   |
| サービス業 (他に分類されないもの) | 543     | 130    | 147    | 24, 582  |
| 公務(他に分類されるものを除く)   | 484     | 251    | 224    | 19, 314  |
| 分類不能の産業            | 61      | 34     | 12     | 12, 545  |
| 総数                 | 11, 261 | 3, 310 | 3, 658 | 445, 326 |

- 注:1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。
  - 2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。
  - 3. 「一」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「平成 27 年 国勢調査」(総務省統計局HP、閲覧:平成 30 年 10 月)より作成〕

## (1) 農業

御坊市、美浜町、日高町及び和歌山県の主要な農作物作付(栽培)経営体数は第3.2-3表のとおりである。

平成 27 年における主要な農作物作付(栽培)経営体数は、御坊市では野菜類が最も多く、美 浜町及び日高町では稲が最も多くなっている。

第3.2-3表 主要な農作物作付(栽培)経営体数(平成27年)

(単位:経営体)

| 種類     | 御坊市 | 美浜町 | 日高町 | 和歌山県    |
|--------|-----|-----|-----|---------|
| 稲      | 354 | 89  | 337 | 7, 132  |
| 麦類     | _   | _   | _   | 14      |
| 雑穀     | 1   | _   | _   | 26      |
| いも類    | 10  | 1   | 5   | 262     |
| 豆類     | 15  | 5   | 3   | 373     |
| 工芸農作物  | 1   | _   | _   | 566     |
| 野菜類    | 374 | 58  | 196 | 4, 457  |
| 花き類・花木 | 178 | 11  | 37  | 1, 372  |
| その他の作物 | 6   | 2   | 2   | 116     |
| 合計     | 939 | 166 | 580 | 14, 318 |

注:「一」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

[「2015 年農林業センサス」 (総務省統計局HP、閲覧:平成30年10月) より作成]

## (2) 林業

御坊市、美浜町、日高町及び和歌山県の所有形態別林野面積は第3.2-4表のとおりである。 平成27年における林野面積は、御坊市では1,560ha、美浜町では593ha及び日高町では3,224haとなっている。

第3.2-4表 所有形態別林野面積(平成27年)

(単位: ha)

|      | 林野       |         | 国有      |           |          | 民           | 有       |          |
|------|----------|---------|---------|-----------|----------|-------------|---------|----------|
| 区分   | 面積計      | 小計      | 林野庁     | その他<br>官庁 | 小計       | 独立行政<br>法人等 | 公有林     | 私有林      |
| 御坊市  | 1,560    | _       | _       | _         | 1,560    | _           | 20      | 1,540    |
| 美浜町  | 593      | _       | _       | _         | 593      | _           | 432     | 161      |
| 日高町  | 3, 224   | 87      | 87      | _         | 3, 137   |             | 792     | 2, 345   |
| 和歌山県 | 360, 931 | 16, 557 | 16, 553 | 4         | 344, 374 | 13, 104     | 22, 659 | 308, 611 |

注:「一」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

[「2015年農林業センサス」(総務省統計局田、閲覧:平成30年10月)より作成]

## (3) 水産業

御坊市、美浜町、日高町及び和歌山県の主要な海面漁業種類別漁獲量は第3.2-5表、主要な魚種別漁獲量は第3.2-6表のとおりである。

平成 28 年における漁業種類別漁獲量の総量は、御坊市で 2,515 t 、美浜町で 109 t 及び日高町 1,824 t となっている。

第3.2-5表 主要な海面漁業種類別漁獲量(平成28年)

(単位: t)

|       |         |          |           |        |     |       | (単位・じ)  |
|-------|---------|----------|-----------|--------|-----|-------|---------|
|       |         | 種類       |           | 御坊市    | 美浜町 | 日高町   | 和歌山県    |
| 底びき網  | 遠洋底びき網  |          |           | _      | _   | _     | _       |
|       | 以西底びき網  |          |           |        | _   | _     | _       |
|       | 沖合底びき網  |          |           | _      | _   | _     | _       |
|       | 小型底びき網  |          |           | _      | _   | 16    | 2, 482  |
| 船びき網  |         |          |           | _      | _   | _     | 3, 159  |
| まき網   | 大中型まき網  | 1 そうまき網  | 遠洋かつお・まぐろ | _      | _   | _     | _       |
|       |         |          | 近海かつお・まぐろ | _      | _   | _     | _       |
|       |         |          | その他       | _      | _   | _     | _       |
|       |         | 2そうまき網   | C 1 12    | _      | _   | _     | _       |
|       | 中・小型まき約 |          |           | X      |     | X     | 9, 994  |
| 刺網    | さけ・ます流し |          |           | _      | _   | _     | _       |
|       | かじき等流し約 |          |           | _      | _   | _     | _       |
|       | その他刺網   | . •      |           | 28     | 11  | х     | 387     |
| 敷網    | さんま棒受網  |          |           | _      | _   | _     | X       |
| 定置網   | 大型定置網   |          |           | _      | _   | _     | 2, 768  |
|       | さけ定置網   |          |           | _      | _   | _     | _       |
|       | 小型定置網   |          |           | _      | _   | _     | 651     |
| その他の約 |         |          |           | 0      | X   | 3     | 415     |
| はえ縄   | まぐろはえ縄  | 遠洋まぐろは   | え縄        | _      | _   | _     | _       |
|       |         | 近海まぐろは   | え縄        | _      | _   | _     | 304     |
|       |         | 沿岸まぐろは   | え縄        | _      | _   | _     | X       |
|       | その他のはえ縄 | <b>1</b> |           | 45     | х   | 19    | 197     |
| はえ縄以  | かつお一本釣  | 遠洋かつおー   | 本釣        | _      | _   | _     | _       |
| 外の釣   |         | 近海かつおー   | 本釣        | _      | _   | _     | _       |
|       |         | 沿岸かつおー   | 本釣        | _      | _   | _     | X       |
|       | いか釣     | 遠洋いか釣    |           | _      | _   | _     | _       |
|       |         | 近海いか釣    |           | _      | _   | _     | _       |
|       |         | 沿岸いか釣    |           | _      | _   | _     | 16      |
|       | ひき縄釣    | 4 *      |           |        | 0   | 20    | 489     |
| その他の釣 |         |          | 25<br>23  | 58     | 10  | 586   |         |
| 採貝・採落 |         |          |           | 32     | 22  | 24    | 418     |
| その他の洗 |         |          |           | X      | 0   | 1     | 207     |
| 漁獲量計  |         |          |           | 2, 515 | 109 | 1,824 | 22, 170 |

- 注:1.「一」は事実のないものを示す。
  - 2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。
  - 3. 「0」は単位に満たないもの(例: 0.41 t→0 t)を示す。

〔「海面漁業生産統計調査(平成 28 年)」(総務省統計局HP、閲覧:平成 30 年 10 月)より作成 〕

第3.2-6表 主要な魚種別漁獲量(平成28年)

(単位: t)

|            |          |        | T   | T .    | (単位: t  |
|------------|----------|--------|-----|--------|---------|
|            | 種類       | 御坊市    | 美浜町 | 日高町    | 和歌山県    |
|            | まぐろ類     | 3      | 1   | X      | 392     |
|            | かじき類     | _      | _   | _      | X       |
|            | かつお類     | X      | X   | X      | 667     |
|            | さめ類      | X      | _   | _      | 61      |
|            | さけ・ます類   | _      | _   | _      | _       |
|            | このしろ     | _      | _   | _      | X       |
|            | にしん      | _      | _   | _      | _       |
|            | いわし類     | X      | X   | 2      | 6, 865  |
|            | あじ類      | 1, 647 | 5   | 1,052  | 4, 373  |
|            | さば類      | 684    | 1   | 594    | 3, 467  |
|            | さんま      | _      | _   | _      | X       |
|            | ぶり類      | 5      | 3   | 1      | 1,086   |
|            | ひらめ・かれい類 | 3      | X   | 1      | 90      |
| h.WI       | たら類      | _      | _   | _      | _       |
| 魚類         | ほっけ      | _      | _   | _      | _       |
|            | きちじ      | _      | _   | _      | _       |
|            | はたはた     | _      | _   | _      | _       |
|            | にぎす類     | _      | _   | _      | _       |
|            | あなご類     | _      | _   | _      | X       |
|            | たちうお     | 21     | 17  | 15     | 990     |
|            | たい類      | 1      | 3   | 3      | 447     |
|            | いさき      | 12     | 21  | 2      | 215     |
|            | さわら類     | 11     | 8   | 7      | 338     |
|            | すずき類     | 0      | 0   | 0      | 8       |
|            | いかなご     | _      | _   | _      | _       |
|            | あまだい類    | 0      | _   | _      | 5       |
|            | ふぐ類      | 13     | 0   | 1      | 117     |
|            | その他の魚類   | 57     | 2   | 115    | 1, 758  |
| えび類        |          | 5      | 11  | 3      | 252     |
| かに類        |          | 0      | _   | _      | 5       |
| おきあみ類      | į        | _      | _   | _      | _       |
| 貝類         | •        | 18     | 2   | 2      | 92      |
| か類         |          | 2      | 1   | 1      | 353     |
| <u>たこ類</u> |          | 0      | _   | 1      | 32      |
| うに類        |          |        | _   | _      | 15      |
| 毎産ほ乳類      | İ        | _      | _   | _      | 145     |
| その他の水      |          | 1      | 0   | 0      | 27      |
| 毎藻類        | A        | 14     | 20  | 22     | 332     |
| テルヘクス      | 漁獲量合計    | 2, 515 | 109 | 1, 824 | 22, 170 |

注:1.「一」は事実のないものを示す。

<sup>2. 「</sup> $\mathbf{x}$ 」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

<sup>3. 「0」</sup>は単位に満たないもの(例:0.41 t→0 t)を示す。

<sup>〔「</sup>海面漁業生産統計調査(平成 28 年)」(総務省統計局HP、閲覧:平成 30 年 10 月)より作成〕

## (4) 商業

御坊市、美浜町、日高町及び和歌山県の商業の状況は第3.2-7表のとおりである。 平成28年6月1日現在における年間商品販売額は、御坊市では50,143百万円、美浜町では5,175百万円及び日高町では6,007百万円となっている。

第 3.2-7 表 商業の状況

| 業種  | 区分           | 御坊市     | 美浜町    | 日高町    | 和歌山県        |
|-----|--------------|---------|--------|--------|-------------|
|     | 事業所数 (所)     | 65      | 8      | 16     | 2, 212      |
| 卸売業 | 従業者数 (人)     | 410     | 40     | 68     | 15, 763     |
|     | 年間商品販売額(百万円) | 16, 508 | 2, 588 | 2,603  | 1, 143, 373 |
|     | 事業所数 (所)     | 387     | 50     | 51     | 8, 564      |
| 小売業 | 従業者数 (人)     | 2, 091  | 184    | 222    | 49, 367     |
|     | 年間商品販売額(百万円) | 33, 635 | 2, 587 | 3, 404 | 939, 547    |
|     | 事業所数 (所)     | 452     | 58     | 67     | 10, 776     |
| 合計  | 従業者数 (人)     | 2, 501  | 224    | 290    | 65, 130     |
|     | 年間商品販売額(百万円) | 50, 143 | 5, 175 | 6, 007 | 2, 082, 920 |

[「平成 28 年経済センサス・活動調査」(総務省統計局HP、閲覧:平成 30 年 10 月) より作成]

## (5) 工業

御坊市、美浜町、日高町及び和歌山県の工業の状況は第3.2-8表のとおりである。 平成28年6月1日現在における製造品出荷額等は、御坊市では3,209,809万円、美浜町では606,452万円及び日高町では280,031万円となっている。

第3.2-8表 工業の状況(従業員4人以上)

| 区分          | 御坊市         | 美浜町      | 日高町      | 和歌山県          |
|-------------|-------------|----------|----------|---------------|
| 事業所数 (事業所)  | 59          | 9        | 10       | 2, 021        |
| 従業者数 (人)    | 1, 205      | 144      | 144      | 52, 567       |
| 製造品出荷額等(万円) | 3, 209, 809 | 606, 452 | 280, 031 | 264, 800, 249 |

[「平成28年経済センサス-活動調査」(総務省統計局HP、閲覧:平成30年10月)より作成]

## 3.2.2 土地利用の状況

## 1. 土地利用状況

御坊市、美浜町、日高町及び和歌山県の地目別土地利用の状況は、第 3.2-9 表のとおりであり、 平成 28 年 1 月 1 日現在、御坊市では「山林」が 32.2%、美浜町では「山林」が 48.1%及び日高 町では「山林」が 69.8%を占めている。

第3.2-9表 地目別土地利用の状況(平成28年1月1日現在)

(単位:上段は千m²、下段は%)

| 区分       | 田        | 畑        | 宅地       | 鉱泉地 | 池沼     | 山林          | 牧場  |
|----------|----------|----------|----------|-----|--------|-------------|-----|
| 御坊市      | 6, 096   | 4, 158   | 5, 303   | -   | 2      | 11, 392     | _   |
| 14477111 | 17. 3    | 11.8     | 15. 0    | _   | 0.0    | 32. 2       | _   |
| 美浜町      | 1, 828   | 458      | 1, 472   | -   | 2      | 5, 063      | -   |
| 天供問      | 17. 4    | 4. 3     | 14.0     | _   | 0.0    | 48. 1       | _   |
| 日高町      | 5, 152   | 1, 559   | 1,710    | -   | 122    | 29, 783     | _   |
| 니 미씨     | 12. 1    | 3. 7     | 4.0      | _   | 0.3    | 69.8        | _   |
| 和歌山県     | 129, 915 | 230, 187 | 158, 512 | 4   | 3, 134 | 1, 865, 499 | 276 |
| 7日11八四元  | 3. 7     | 6.6      | 4.6      | 0.0 | 0. 1   | 53.8        | 0.0 |

| 区分            | 原野      | 雑種地     | その他         | 総数          |
|---------------|---------|---------|-------------|-------------|
| 御坊市           | 140     | 2, 038  | 6, 204      | 35, 332     |
| 111/24441     | 0.4     | 5.8     | 17.6        | 100.0       |
| 美浜町           | 7       | 737     | 967         | 10, 533     |
| 天拱門           | 0.1     | 7. 0    | 9. 2        | 100.0       |
| 日高町           | 132     | 312     | 3, 916      | 42, 685     |
| □ □ □ □ □ □ □ | 0.3     | 0.7     | 9. 2        | 100.0       |
| 和歌山県          | 11, 180 | 58, 082 | 1, 008, 462 | 3, 465, 250 |
| 7日明八四 示       | 0.3     | 1.7     | 29. 1       | 100.0       |

注:「0.0」は表章単位に満たないもの、「-」は利用のないものを示す。

〔「和歌山県統計年鑑(平成 29 年度刊行)」(和歌山県HP、閲覧:平成 30 年 10 月)より作成〕

## 2. 土地利用規制の状況

## (1) 都市地域

事業実施想定区域及びその周囲の都市地域は第 3.2-1 図(1)のとおりであり、事業実施想定区域の周囲には都市地域が分布している。

## (2) 農業地域

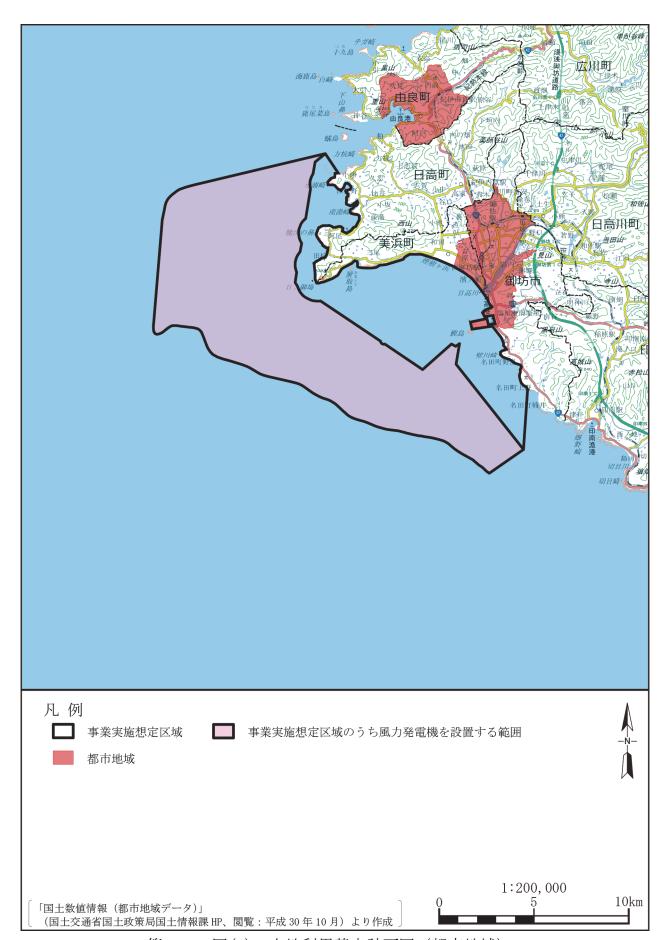
事業実施想定区域及びその周囲の農業地域は第 3.2-1 図(2)のとおりであり、事業実施想定区域の周囲には農業地域が分布している。

## (3) 森林地域

事業実施想定区域及びその周囲の森林地域は第 3.2-1 図(3)のとおりであり、事業実施想定区域の周囲には森林地域が分布している。

## (4) 都市計画用途地域

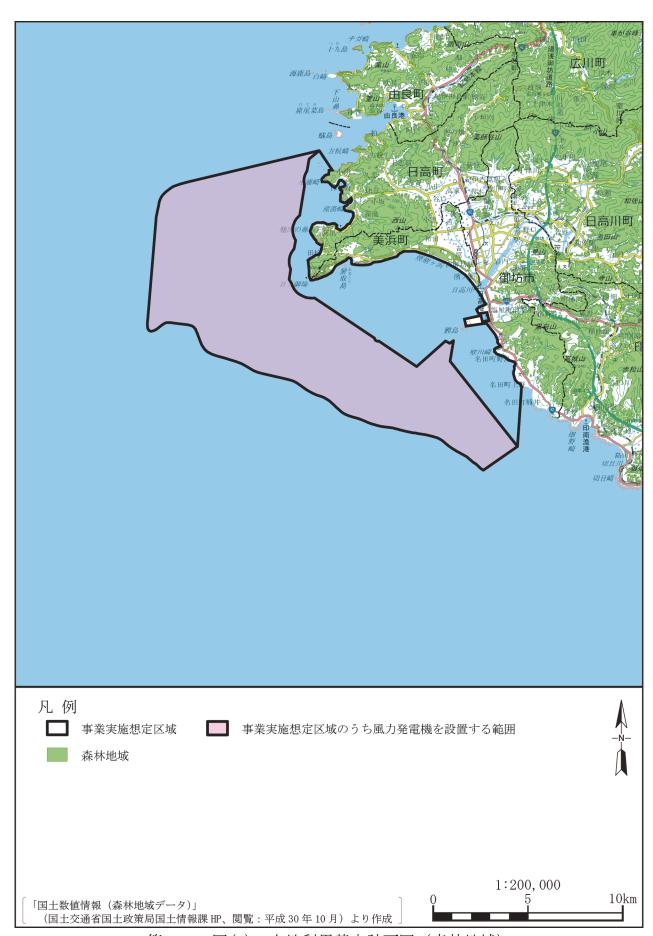
「都市計画法」(昭和43年法律第100号、最終改正:平成29年6月2日)に基づく用途地域は第3.2-2図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲には用途地域の指定がある。



第3.2-1図(1) 土地利用基本計画図(都市地域)



第3.2-1 図(2) 土地利用基本計画図(農業地域)



第3.2-1 図(3) 土地利用基本計画図(森林地域)



第3.2-2図 土地利用基本計画図(用途地域)

#### 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

## 1. 河川及び湖沼の利用状況

事業実施想定区域及びその周辺海域に流入する主な河川は、第 3.2-3 図のとおりである、二級河川の日高川及び切目川がある。

また、日高川及び切目川には内水面漁業権が設定されており、第3.2-10表のとおりである。

第3.2-10表 内水面の漁業権設定状況

| 免許番号      | 漁業種類    | 関係地区             | 漁業名称                | 漁業時期        |
|-----------|---------|------------------|---------------------|-------------|
| 和内共第13号   | 第五種共同漁業 | 御坊市、日高川町、<br>田辺市 | あゆ、こい、うなぎ、も<br>くずがに | 1月1日~12月31日 |
| 和内共第 16 号 | 第五種共同漁業 | 印南町              | あゆ、もくずがに            | 1月1日~12月31日 |

注:免許期間は平成25年9月1日~平成35年8月31日までである。

[「第五種共同漁業の免許の内容たるべき事項等」(和歌山県報号外(2)、平成25年5月31日)より作成]

## 2. 海域の利用状況

#### (1) 港湾の利用

事業実施想定区域及びその周囲における港湾の状況は第3.2-11表及び第3.2-3図のとおり、 事業実施想定区域及びその周囲には重要港湾として、日高港、地方港湾として由良港がある。

第 3.2-11 表 港湾の状況

| 港湾名 | 港湾種類 |
|-----|------|
| 日高港 | 重要港湾 |
| 由良港 | 地方港湾 |

注:地方港湾:国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾 [「和歌山県の港湾」(和歌山県HP、閲覧:平成30年10月)より作成]

## (2) 漁港の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲における漁港の状況は第 3.2-12 表及び第 3.2-3 図のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲には漁港として、三尾川漁港、小浦漁港、三尾漁港、祓井戸漁港等の25漁港がある。

第3.2-12表 漁港の状況(平成30年4月1日現在)

| 漁港名         | 漁港種類 |
|-------------|------|
| 三尾川漁港       | 第1種  |
| 戸津井漁港       | 第1種  |
| 小引漁港        | 第1種  |
| 大引漁港        | 第1種  |
| 小浦漁港        | 第1種  |
| 津久野漁港       | 第1種  |
| 比井漁港        | 第1種  |
| 産湯漁港        | 第1種  |
| 田杭(本港地区)漁港  | 第1種  |
| 田杭(分港地区)漁港  | 第1種  |
| 三尾漁港        | 第1種  |
| 本ノ脇漁港       | 第1種  |
| 祓井戸漁港       | 第1種  |
| 野島漁港        | 第1種  |
| 加尾漁港        | 第1種  |
| 上野漁港        | 第1種  |
| 下楠井漁港       | 第1種  |
| 津井漁港        | 第1種  |
| 切目漁港        | 第1種  |
| 島田漁港        | 第1種  |
| 衣奈漁港        | 第2種  |
| 塩屋(北塩屋地区)漁港 | 第2種  |
| 塩屋(南塩屋地区)漁港 | 第2種  |
| 印南漁港        | 第2種  |
| 阿尾漁港        | 第4種  |

- 注:1.「第1種」とは、その利用が地元の漁業を主とするもの。
  - 2. 「第2種」とは、その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの。
  - 3. 「第4種」とは、離島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の 避難上特に必要なもの。

「漁港一覧」(水産庁HP、閲覧:平成30年10月)

「海洋台帳」(海上保安庁HP、閲覧:平成30年10月)より作成

## (3) 漁業区域の状況

事業実施想定区域及びその周囲の海域には、「漁業法」(昭和 24 年法律 267 号、最終改正: 平成 28 年 12 月 2 日)及び「水産資源保護法」(昭和 26 年法律第 313 号、最終改正: 平成 27 年 9 月 18 日)に基づき、第 3.2-13 表のとおり海面漁業権が設定されており、漁業区域は第 3.2-3 図のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲の海域には、海面漁業権として、各市町に共同漁業権及び区画 漁業権が設定されている。

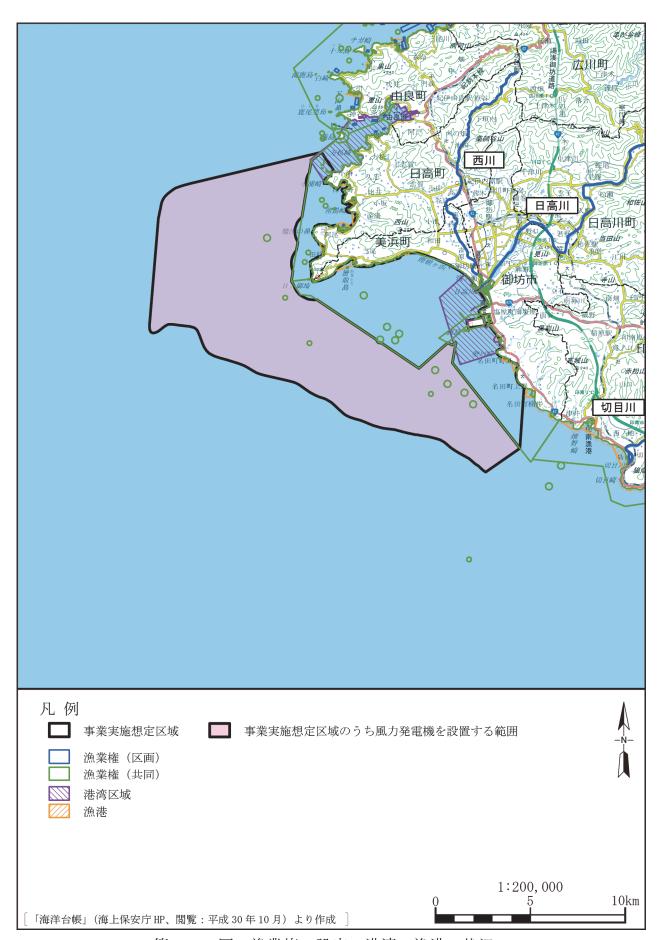
第3.2-13表(1) 海面漁業権の内容

| 免許番号         | 種類            | 漁業種類  |
|--------------|---------------|---|
| 和共第17号       | 共同漁業権         | 第一種:わかめ・ひろめ・め、ひじき・もずく、てんぐさ、の                                |
|              |               | り・ふのり、あわび、とこぶし、ばい・まがきがい、さざえ・か                               |
|              |               | き・いそもの、たこ、えむし、いせえび、うに、なまこ漁業                                 |
|              |               | 第二種:雑魚小型定置漁業、雑魚刺網漁業、いわし・あじ・さば                               |
|              |               | 敷網漁業、うつぼ籠漁業   |
|              | 11 - No No 16 | 第三種:雑魚地曳網漁業   |
| 和共第 18 号     | 共同漁業権         | 第一種:わかめ・ひろめ・め、ひじき・もずく、てんぐさ、の                                |
|              |               | り・ふのり、あわび、とこぶし、さざえ・かき・いそもの、た                                |
|              |               | こ、いせえび、うに、なまこ漁業<br>  第二種:雑魚刺網漁業                             |
| 和共第 19 号     | 共同漁業権         | 第一種・#!!!   押!!!   |
| 仰共免 19 万<br> | 共叫侃耒惟         | 第一種・わがめ・いろめ・め、いしさ・もりへ、こんくさ、の  り・ふのり、あわび、とこぶし、ばい・まがきがい、さざえ・か |
|              |               | き・いそもの、たこ、いせえび、うに、なまこ漁業                                     |
|              |               | 第二種:雑魚小型定置漁業、雑魚刺網漁業   |
|              |               | 第一種:わかめ・ひろめ・め、ひじき・もずく、てんぐさ、の                                |
|              |               | り・ふのり、あわび、とこぶし、ばい・まがきがい、さざえ・か                               |
| 和共第 20 号     | 共同漁業権         | き・いそもの、たこ、いせえび、うに、なまこ漁業                                     |
|              |               | 第二種:雑魚刺網漁業、うつぼ籠漁業   |
|              |               | 第三種:雑魚地曳網漁業   |
|              |               | 第一種:わかめ・ひろめ・め、ひじき・もずく、てんぐさ、の                                |
|              |               | り・ふのり、あわび、とこぶし、ばい・まがきがい、さざえ・か                               |
| 和共第 21 号     | 共同漁業権         | き・いそもの、たこ、いせえび、うに、なまこ漁業                                     |
|              |               | 第二種:雑魚刺網漁業、うつぼ籠漁業   |
|              |               | 第三種:雑魚地曳網漁業   |
|              |               | 第一種:わかめ・ひろめ・め、ひじき・もずく、てんぐさ、の                                |
|              |               | り・ふのり、あわび、とこぶし、ばい・まがきがい、さざえ・か                               |
| 和共第 22 号     | 共同漁業権         | き・いそもの、たこ、えむし、いせえび、うに、なまこ漁業                                 |
|              |               | 第二種:雑魚刺網漁業、かに刺網漁業、うつぼ籠漁業                                    |
|              |               | 第三種:雑魚地曳網漁業   |
|              |               | 第一種:わかめ・ひろめ・め、ひじき・もずく、てんぐさ、のり・ふのり、あわび、とこぶし、さざえ・かき・いそもの、た    |
| 和共第 23 号     | 共同漁業権         | り・ぶのり、あわい、とこぶし、ささえ・かさ・いてもの、た<br>  こ、えむし、いせえび、うに、なまこ漁業       |
| 7月六分 20 万    | 不門你未惟         | こ、えむし、いせんび、アに、なまこ無来<br>  第二種:雑魚刺網漁業、うつぼ籠漁業                  |
|              |               | 第三種:雑魚地曳網漁業   |
| 和共第 47 号     | 共同漁業権         | 第二種:かに籠   |
| 和共第 229 号    | 共同漁業権         | 第三種:つきいそ漁業  |
| 和共第 233 号    | 共同漁業権         | 第三種:つきいそ漁業  |
| 和共第 234 号    | 共同漁業権         | 第三種:つきいそ漁業  |
| 和共第 235 号    | 共同漁業権         | 第三種:つきいそ漁業  |
| 和共第 236 号    | 共同漁業権         | 第三種:つきいそ漁業  |
| 和共第 237 号    | 共同漁業権         | 第三種:つきいそ漁業  |
| 和共第 238 号    | 共同漁業権         | 第三種:つきいそ漁業  |
| 和共第 239 号    | 共同漁業権         | 第三種:つきいそ漁業  |

第 3. 2-13 表(2) 海面漁業権の内容

| 和共第 246 号       共同漁業権       第三種:         和共第 247 号       共同漁業権       第三種:         和共第 248 号       共同漁業権       第三種:         和共第 249 号       共同漁業権       第三種: | つきいそ漁業<br>つきいそ漁業<br>つきいそ漁業 |
|---|----------------------------|
| 和共第 247 号       共同漁業権       第三種:         和共第 248 号       共同漁業権       第三種:         和共第 249 号       共同漁業権       第三種:  | つきいそ漁業                     |
| 和共第 248 号       共同漁業権       第三種:         和共第 249 号       共同漁業権       第三種:   |                            |
| 和共第 249 号 共同漁業権 第三種:  | ヘキルそ漁業                     |
|   | 20 V ** C 信念未              |
|   | つきいそ漁業                     |
| 和共第 250 号 共同漁業権 第三種:  | つきいそ漁業                     |
| 和共第 251 号 共同漁業権 第三種:  | つきいそ漁業                     |
| 和共第 252 号 共同漁業権 第三種:  | つきいそ漁業                     |
| 和共第 253 号 共同漁業権 第三種:  | つきいそ漁業                     |
| 和共第 255 号 共同漁業権 第三種:  | つきいそ漁業                     |
| 和共第 273 号 共同漁業権 第三種:  | つきいそ漁業                     |
| 和共第 288 号 共同漁業権 第三種:  | つきいそ漁業                     |
|   | つきいそ漁業                     |
| 和共第 294 号 共同漁業権 第三種:  | つきいそ漁業                     |
| 和共第 295 号 共同漁業権 第三種:  | つきいそ漁業                     |
| 和共第 296 号 共同漁業権 第三種:  | つきいそ漁業                     |
|   | つきいそ漁業                     |
| 和共第 304 号 共同漁業権 第三種:  | つきいそ漁業                     |
| 和共第 305 号 共同漁業権 第三種:  | つきいそ漁業                     |
| 和共第 306 号 共同漁業権 第三種:  | つきいそ漁業                     |
| 和特区第 143 号 区画漁業権 第一種:   | わかめ養殖業                     |
|   | わかめ養殖業                     |
| 和特区第 145 号 区画漁業権 第一種:   | わかめ養殖業                     |
|   | ひろめ養殖業                     |
|   | かき垂下式養殖業                   |
|   | 魚類小割式養殖業                   |
| 和特区第 753 号 区画漁業権 第一種:   | 魚類小割式養殖業                   |

「第五種共同漁業の免許の内容たるべき事項等」(和歌山県報号外、平成25年5月31日) 「海洋台帳」(海上保安庁HP、閲覧:平成30年10月) より作成



第3.2-3図 漁業権の設定、港湾・漁港の状況

## 3. 地下水の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲における地下水の利用は、第3.2-14表のとおりである。 御坊市及び日高郡では上水道用に井戸を利用している。また、御坊市、日高町、美浜町では地下水の採取規制は行われていない。

第3.2-14表 井戸本数及び地下水揚水量(平成26年度)

| 地域名        | 用途      | 井戸本数 | 揚水量      |
|------------|---------|------|----------|
| 地域石        | <b></b> | (本)  | (千m³/目)  |
|            | 工業用     | _    | 1        |
| 御坊市        | 建築物用    | _    |          |
| 144-57 111 | 上水道用    | 2    | 8        |
|            | 農業用地    | _    | _        |
|            | 工業用     | _    | 8        |
| 日高郡        | 建築物用    | _    | _        |
| 口 同 切り     | 上水道用    | 3    | 6        |
|            | 農業用地    | _    | <u>-</u> |
| 和歌山県       | (総計)    | 113  | 252      |

- 注:1.「一」は記載がないことを示す。
  - 2. 関係市町村である日高町、美浜町は日高郡に含まれる。

「環境省 全国地盤環境情報ディレクトリ(平成28年度版)和歌山県の関連データ」 (環境省 全国地盤環境情報ディレクトリHP、閲覧:平成30年10月) より作成

## 3.2.4 交通の状況

## 1. 陸上交通の状況

陸上交通の状況について、事業実施想定区域の周囲における主要な交通網及び交通量測定点の位置は第3.2-4図のとおりである。主な道路としては、阪和自動車道、一般国道42号、一般国道425号、主要地方道23号(御坊由良線)及び一般県道176号(井関御坊線)等が挙げられる。事業実施想定区域の周囲における、平成27年度の交通量調査結果は第3.2-15表のとおりである。また、鉄道として西日本旅客鉄道(紀勢本線)及び紀州鉄道が敷設されている。

# 第3.2-15表 主要道路の交通状況(平成27年度)

(単位:台)

| 日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   | 路線名              | 図中 | <b>交送自知知时下</b>  | 交通量        | 交通量     |
|---|------------------|----|-----------------|------------|---------|
| 下の  | 始脉名              | 番号 | •               | (昼間 12 時間) | (24 時間) |
| 中南原印南線印南IC〜般国道 424 号  |                  | 1  | ~御坊中津線御坊南IC     | 7, 857     | 9, 861  |
| 3 みなべIC   | 阪和自動車道           | 2  | 南IC             | 9, 531     | 11, 999 |
| 一般国道 42 号 (湯浅御坊道路)  |                  | 3  | みなべIC           | 9, 464     | 11, 832 |
| 13,968  |                  | 4  | 川南IC            | 14, 199    | 17, 896 |
| 一般国道 42 号   7 日高郡由良町里   6,385   8,006     一般国道 425 号   8 日高郡印南町明神川   2,493   3,166     9 日高郡由良町水奈   1,233   1,504     10 日高郡由良町水奈   1,233   1,504     11 日高郡由良町小引   126   170     11 日高郡由良町十谷   485   587     12 日高郡日高町大字志賀地内(柏)   250   303     13 日高郡日高町大字連湯   1,132   1,381     14 日高郡美浜町三尾   1,441   1,758     15 日高郡美浜町和田   3,393   4,343     16 御坊市湯川町財部   12,136   14,465     17 日高郡日高川町小熊   3,802   4,867     18 御坊市野口   5,836   7,528     19 日高郡日高川町江川   2,509   3,186     広川川辺線   20 有田郡広川町下津木   2,066   2,562     御坊市熊野   3,209   4,075     21 御坊市熊野   3,209   4,075     22 日高郡日高川町江川   4,103   5,252     日南郡日高川町江川   4,103   5,252     日南郡日高川町田南原   1,484   1,889     24 日高郡印南町印南原   1,484   1,889     25 有田郡広川町上津木   592   716     26 日高郡日高町大字原谷   1,100   1,331     27 御坊市御坊   702   849     比井紀伊内原停車場線   28 日高郡日高町大字小中   3,042   3,863     日高郡線   31 日高郡兵浜町日井   4,021   5,147     405年場線   32   405   33   405   438   41,017     405年場線   32   405   405   405   405   405     27 日本郡兵派町田井   834   1,017     405年場線   32   405   405   405   405   405     29 日高郡兵派町田井   834   1,017     405年場線   32   405   405   405   405   405     33   4,444   4,374   4,374     4,374   4,374   4,374 |                  | 5  | 辺IC             | 13, 968    | 17, 570 |
| 一般国道 425 号       8       日高郡印南町明神川       2,493       3,166         9       日高郡由良町衣奈       1,233       1,504         10       日高郡由良町水戸       126       170         11       日高郡由良町神谷       485       587         12       日高郡日高町大字志賀地内(柏)       250       303         13       日高郡日高町大字産湯       1,132       1,381         14       日高郡美浜町三尾       1,441       1,758         15       日高郡美浜町和田       3,393       4,343         御坊美山線       16       御坊市勝町       12,136       14,465         17       日高郡日高川町小熊       3,802       4,867         日高印南線       18       御坊市野口       5,836       7,528         日高市自高川町江川       2,509       3,186         広川川辺線       20       有田郡広川町下津木       2,066       2,562         御坊中津線       21       相坊市藤野       3,209       4,075         22       日高郡日高川町江川       4,103       5,252         印南原印南線       23       日高郡印南町印南原       1,548       1,889         日南郡日高町大字原谷       1,100       1,331         井関御坊線       26       日高郡日高町大字原谷       1,100       1,331         北井間市場       3,042       3,  |                  | 6  | 坊IC             | 11, 421    | 14, 300 |
| 9       日高郡由良町衣奈       1,233       1,504         10       日高郡由良町小引       126       170         11       日高郡由良町神谷       485       587         12       日高郡日高町大字志賀地内(柏)       250       303         13       日高郡日高町大字壺湯       1,132       1,381         14       日高郡美浜町三尾       1,441       1,758         15       日高郡美浜町和田       3,393       4,343         御坊美山線       16       御坊市湯川町財部       12,136       14,465         17       日高郡日高川町小熊       3,802       4,867         日高印南線       19       日高郡日高川町江川       2,509       3,186         広川川辺線       20       有田郡広川町下津木       2,606       2,562         御坊中津線       21       御坊市熊野       3,209       4,075         22       日高郡日高川町江川       4,103       5,252         印南原印南線       21       御坊市熊野       3,209       4,075         22       日高郡日高郡印南町印南原       1,548       1,889         24       日高郡印南町印南町印南原       2,940       3,587         并関御坊線       26       日高郡日高町大字原谷       1,100       1,331         27       御坊市御坊       702       849         比井紀伊内原傳車場線       28   |                  | 7  |                 | ,          |         |
| 10 日高郡由良町小引   | 一般国道 425 号       | 8  |                 | -          |         |
| 御坊由良線       11 目高郡由良町神谷       485       587         12 日高郡日高町大字志賀地内(柏)       250       303         13 日高郡日高町大字産湯       1,132       1,381         14 日高郡美浜町三尾       1,441       1,758         15 日高郡美浜町和田       3,393       4,343         御坊美山線       16 御坊市湯川町財部       12,136       14,465         17 日高郡日高川町大熊       3,802       4,867         日高印南線       18 御坊市野口       5,836       7,528         19 日高郡日高川町江川       2,509       3,186         広川川辺線       20 有田郡広川町下津木       2,066       2,562         御坊中津線       21 御坊市熊野       3,209       4,075         22 日高郡日高川町江川       4,103       5,252         印南原印南線       23 日高郡印南町印南原       1,548       1,889         日南郡印南町印南原       2,940       3,587         本井関御坊線       26 日高郡日高町大字原谷       1,100       1,331         27 御坊市御坊       702       849         比井紀伊内原停車場線       28 日高郡日高町大字小中       3,042       3,863         柏御坊線       29 日高郡日高町大字志賀       3,042       3,863         柏御坊線       16 高郡日高町大字志賀       399       507         日高港線       31 日高郡日高町大字志賀       399       507         日高港線       31 日高  |                  | 9  |                 | 1, 233     | 1, 504  |
| 御坊由良線       12       日高郡日高町大字速湯       1,132       1,381         13       日高郡日高町大字産湯       1,132       1,381         14       日高郡美浜町三尾       1,441       1,758         15       日高郡美浜町和田       3,393       4,343         御坊美山線       16       御坊市湯川町財部       12,136       14,465         17       日高郡日高川町江州       3,802       4,867         日高印南線       18       御坊市野口       5,836       7,528         19       日高郡日高川町江川       2,509       3,186         広川川辺線       20       有田郡広川町下津木       2,066       2,562         御坊中津線       21       御坊市熊野       3,209       4,075         22       日高郡日高川町江川       4,103       5,252         印南原印南線       23       日高郡印南町印南原       1,548       1,889         日南郡印南町町市南原       2,940       3,587         24       日高郡印南町印南原       2,940       3,587         井関御坊線       26       日高郡日高町大字原谷       1,100       1,331         27       御坊市御坊市御坊       702       849         比井紀伊内原停車場線       28       日高郡日高町大字亦中       3,042       3,863         日高郡自町大字志賀       399       507         日高港線       <   |                  | 10 |                 |            |         |
| 13   日高郡日高町大字産湯   1,132   1,381     14   日高郡美浜町三尾   1,441   1,758     15   日高郡美浜町和田   3,393   4,343     16   御坊市湯川町財部   12,136   14,465     17   日高郡日高川町小熊   3,802   4,867     日高印南線   18   御坊市野口   5,836   7,528     19   日高郡日高川町江川   2,509   3,186     広川川辺線   20   有田郡広川町下津木   2,066   2,562     御坊市熊野   3,209   4,075     21   御坊市熊野   3,209   4,075     22   日高郡日高川町江川   4,103   5,252     日南郡印南町印南原   1,548   1,889     24   日高郡印南町印南原   1,548   1,889     24   日高郡印南町印南   2,940   3,587     25   有田郡広川町上津木   592   716     井関御坊線   26   日高郡日高町大字原谷   1,100   1,331     27   御坊市御坊   702   849     比井紀伊内原停車場線   28   日高郡日高町大字小中   3,042   3,863   |                  | 11 |                 |            | 587     |
| 14       日高郡美浜町三尾       1,441       1,758         15       日高郡美浜町和田       3,393       4,343         御坊美山線       16       御坊市湯川町財部       12,136       14,465         17       日高郡日高川町小熊       3,802       4,867         日高印南線       18       御坊市野口       5,836       7,528         19       日高郡日高川町江川       2,509       3,186         広川川辺線       20       有田郡広川町下津木       2,066       2,562         御坊中津線       21       御坊市熊野       3,209       4,075         22       日高郡日高川町江川       4,103       5,252         印南原印南線       23       日高郡印南町印南原       1,548       1,889         24       日高郡印南町印南南       2,940       3,587         25       有田郡広川町上津木       592       716         井関御坊線       26       日高郡日高町大字原谷       1,100       1,331         27       御坊市御坊       702       849         比井紀伊内原停車場線       28       日高郡日高町大字小中       3,042       3,863         柏御坊線       29       日高郡日高町大字志賀       399       507         日高港線       31       日高郡美浜町田井       834       1,017         御坊停車場線       32       御坊市島       4,170       <  | 御坊由良線            | 12 | 日高郡日高町大字志賀地内(柏) | 250        | 303     |
| 15       日高郡美浜町和田       3,393       4,343         御坊美山線       16       御坊市湯川町財部       12,136       14,465         17       日高郡日高川町小熊       3,802       4,867         日高印南線       18       御坊市野口       5,836       7,528         19       日高郡日高川町江川       2,509       3,186         広川川辺線       20       有田郡広川町下津木       2,066       2,562         御坊中津線       21       御坊市熊野       3,209       4,075         22       日高郡日高川町江川       4,103       5,252         印南原印南線       23       日高郡印南町印南原       1,548       1,889         24       日高郡印南町印南原       2,940       3,587         25       有田郡広川町上津木       592       716         井関御坊線       26       日高郡日高町大字原谷       1,100       1,331         27       御坊市御坊       702       849         比井紀伊内原停車場線       28       日高郡自高町大字小中       3,042       3,863         柏御坊線       29       日高郡長浜町古原       4,021       5,147         30       日高郡日高町大字志賀       399       507         日高港線       31       日高郡美浜町田井       834       1,017         御坊停車場線       32       御坊市島川町小松原       9,264   |                  | 13 | 日高郡日高町大字産湯      | 1, 132     | 1, 381  |
| 御坊美山線       16       御坊市湯川町財部       12,136       14,465         日高印南線       18       御坊市野口       5,836       7,528         日高印南線       19       日高郡日高川町江川       2,509       3,186         広川川辺線       20       有田郡広川町下津木       2,066       2,562         御坊中津線       21       御坊市熊野       3,209       4,075         22       日高郡日高川町江川       4,103       5,252         日南原印南線       23       日高郡印南町印南原       1,548       1,889         24       日高郡印南町印南原       2,940       3,587         25       有田郡広川町上津木       592       716         26       日高郡日高町大字原谷       1,100       1,331         27       御坊市御坊       702       849         比井紀伊内原停車場線       29       日高郡日高町大字小中       3,042       3,863         柱御坊線       29       日高郡自高町大字志賀       3,042       3,863         村御坊線       29       日高郡美浜町古原       4,021       5,147         30       日高郡美浜町古原       4,021       5,147         30       日高郡美浜町古原       4,021       5,338         江川小松原線       32       御坊市島       4,170       5,338         江川小松原線       34       16       <  |                  | 14 | 日高郡美浜町三尾        | 1, 441     | 1, 758  |
| 日高郡日高川町小熊   3,802   4,867     日高印南線   |                  | 15 | 日高郡美浜町和田        | 3, 393     | 4, 343  |
| 日高印南線 日高印南線 日高印南線 日高郡日高川町江川 日高郡日高川町江川 日高郡日高川町江川 日高郡日高川町江川 日高郡日高川町江川 日高郡日高川町江川 日本本 日本 日  | 2011年119         | 16 | 御坊市湯川町財部        | 12, 136    | 14, 465 |
| 日高印日南線       19       日高郡日高川町江川       2,509       3,186         広川川辺線       20       有田郡広川町下津木       2,066       2,562         御坊中津線       21       御坊市熊野       3,209       4,075         22       日高郡日高川町江川       4,103       5,252         23       日高郡印南町印南原       1,548       1,889         24       日高郡印南町印南       2,940       3,587         25       有田郡広川町上津木       592       716         26       日高郡日高町大字原谷       1,100       1,331         27       御坊市御坊       702       849         比井紀伊内原停車場線       28       日高郡日高町大字小中       3,042       3,863         4       4,021       5,147         30       日高郡自高町大字志賀       399       507         日高港線       31       日高郡美浜町田井       834       1,017         御坊停車場線       32       御坊市島       4,170       5,338         江川小松原線       33       御坊市湯川町小松原       9,264       12,043         玄子小松原線       34       日高郡日高川町千津川       3,444       4,374  | 脚切芙山豚            | 17 | 日高郡日高川町小熊       | 3, 802     | 4, 867  |
| 広川川辺線     20     有田郡広川町下津木     2,066     2,562       御坊中津線     21     御坊市熊野     3,209     4,075       22     日高郡日高川町江川     4,103     5,252       印南原印南線     23     日高郡印南町印南原     1,548     1,889       24     日高郡印南町印南     2,940     3,587       25     有田郡広川町上津木     592     716       26     日高郡日高町大字原谷     1,100     1,331       27     御坊市御坊     702     849       比井紀伊内原停車場線     28     日高郡日高町大字小中     3,042     3,863       柏御坊線     29     日高郡長浜町吉原     4,021     5,147       30     日高郡日高町大字志賀     399     507       日高港線     31     日高郡美浜町田井     834     1,017       御坊停車場線     32     御坊市島     4,170     5,338       江川小松原線     33     御坊市湯川町小松原     9,264     12,043       玄子小松原線     34     日高郡日高川町千津川     3,444     4,374  | 日本印末始            | 18 | 御坊市野口           | 5, 836     | 7, 528  |
| 御坊中津線       21 御坊市熊野       3,209       4,075         22 日高郡日高川町江川       4,103       5,252         印南原印南線       23 日高郡印南町印南原       1,548       1,889         24 日高郡印南町印南       2,940       3,587         25 有田郡広川町上津木       592       716         26 日高郡日高町大字原谷       1,100       1,331         27 御坊市御坊       702       849         比井紀伊内原停車場線       28 日高郡日高町大字小中       3,042       3,863         相御坊線       29 日高郡美浜町吉原       4,021       5,147         30 日高郡日高町大字志賀       399       507         日高港線       31 日高郡美浜町田井       834       1,017         御坊停車場線       32 御坊市島       4,170       5,338         江川小松原線       33 御坊市湯川町小松原       9,264       12,043         玄子小松原線       34 日高郡日高川町千津川       3,444       4,374   | 日尚日1   一         | 19 | 日高郡日高川町江川       | 2, 509     | 3, 186  |
| 御坊中津線       22 日高郡日高川町江川       4,103       5,252         印南原印南線       23 日高郡印南町印南原       1,548       1,889         24 日高郡印南町印南       2,940       3,587         25 有田郡広川町上津木       592       716         26 日高郡日高町大字原谷       1,100       1,331         27 御坊市御坊       702       849         比井紀伊内原停車場線       28 日高郡日高町大字小中       3,042       3,863         40日高郡美浜町吉原       4,021       5,147         30 日高郡長浜町吉原       4,021       5,147         30 日高郡美浜町古原       4,021       5,147         30 日高郡日高町大字志賀       399       507         日高港線       31 日高郡美浜町田井       834       1,017         御坊停車場線       32 御坊市島       4,170       5,338         江川小松原線       33 御坊市湯川町小松原       9,264       12,043         玄子小松原線       34 日高郡日高川町千津川       3,444       4,374  | 広川川辺線            | 20 | 有田郡広川町下津木       | 2,066      | 2, 562  |
| 日南郡日高川町江川     4,103     5,252       日南郡印南町印南原     1,548     1,889       24     日高郡印南町印南     2,940     3,587       25     有田郡広川町上津木     592     716       26     日高郡日高町大字原谷     1,100     1,331       27     御坊市御坊     702     849       比井紀伊内原停車場線     28     日高郡日高町大字小中     3,042     3,863       柏御坊線     29     日高郡美浜町吉原     4,021     5,147       30     日高郡日高町大字志賀     399     507       日高港線     31     日高郡美浜町田井     834     1,017       御坊停車場線     32     御坊市島     4,170     5,338       江川小松原線     33     御坊市湯川町小松原     9,264     12,043       玄子小松原線     34     日高郡日高川町千津川     3,444     4,374   | /rn   -tty-ty-t- | 21 | 御坊市熊野           | 3, 209     | 4,075   |
| 印南原印南線       24       日高郡印南町印南       2,940       3,587         25       有田郡広川町上津木       592       716         26       日高郡日高町大字原谷       1,100       1,331         27       御坊市御坊       702       849         比井紀伊内原停車場線       28       日高郡日高町大字小中       3,042       3,863         4       021       5,147         30       日高郡自高町大字志賀       399       507         日高港線       31       日高郡美浜町田井       834       1,017         御坊停車場線       32       御坊市島       4,170       5,338         江川小松原線       33       御坊市湯川町小松原       9,264       12,043         玄子小松原線       34       日高郡日高川町千津川       3,444       4,374   | 御                | 22 | 日高郡日高川町江川       | 4, 103     | 5, 252  |
| 24 日高郡印南町印南     2,940     3,587       25 有田郡広川町上津木     592     716       26 日高郡日高町大字原谷     1,100     1,331       27 御坊市御坊     702     849       比井紀伊内原停車場線     28 日高郡日高町大字小中     3,042     3,863       柏御坊線     29 日高郡美浜町吉原     4,021     5,147       30 日高郡日高町大字志賀     399     507       日高港線     31 日高郡美浜町田井     834     1,017       御坊停車場線     32 御坊市島     4,170     5,338       江川小松原線     33 御坊市湯川町小松原     9,264     12,043       玄子小松原線     34 日高郡日高川町千津川     3,444     4,374   | rote er rote wi  | 23 | 日高郡印南町印南原       | 1, 548     | 1,889   |
| 井関御坊線     25 有田郡広川町上津木     592     716       26 日高郡日高町大字原谷     1,100     1,331       27 御坊市御坊     702     849       比井紀伊内原停車場線     28 日高郡日高町大字小中     3,042     3,863       柏御坊線     29 日高郡美浜町吉原     4,021     5,147       30 日高郡日高町大字志賀     399     507       日高港線     31 日高郡美浜町田井     834     1,017       御坊停車場線     32 御坊市島     4,170     5,338       江川小松原線     33 御坊市湯川町小松原     9,264     12,043       玄子小松原線     34 日高郡日高川町千津川     3,444     4,374   | 印用原印用線           | 24 | 日高郡印南町印南        | 2, 940     | 3, 587  |
| 井関御坊線     26     日高郡日高町大字原谷     1,100     1,331       27     御坊市御坊     702     849       比井紀伊内原停車場線     28     日高郡日高町大字小中     3,042     3,863       柏御坊線     29     日高郡美浜町吉原     4,021     5,147       30     日高郡日高町大字志賀     399     507       日高港線     31     日高郡美浜町田井     834     1,017       御坊停車場線     32     御坊市島     4,170     5,338       江川小松原線     33     御坊市湯川町小松原     9,264     12,043       玄子小松原線     34     日高郡日高川町千津川     3,444     4,374  |                  | 25 | 有田郡広川町上津木       |            | 716     |
| 27     御坊市御坊     702     849       比井紀伊内原停車場線     28     日高郡日高町大字小中     3,042     3,863       柏御坊線     29     日高郡美浜町吉原     4,021     5,147       30     日高郡日高町大字志賀     399     507       日高港線     31     日高郡美浜町田井     834     1,017       御坊停車場線     32     御坊市島     4,170     5,338       江川小松原線     33     御坊市湯川町小松原     9,264     12,043       玄子小松原線     34     日高郡日高川町千津川     3,444     4,374  | 井関御坊線            |    |                 |            |         |
| 比井紀伊内原停車場線     28     日高郡日高町大字小中     3,042     3,863       柏御坊線     29     日高郡美浜町吉原     4,021     5,147       30     日高郡日高町大字志賀     399     507       日高港線     31     日高郡美浜町田井     834     1,017       御坊停車場線     32     御坊市島     4,170     5,338       江川小松原線     33     御坊市湯川町小松原     9,264     12,043       玄子小松原線     34     日高郡日高川町千津川     3,444     4,374   | 7123173000       |    |                 |            |         |
| 柏御坊線     29     日高郡美浜町吉原     4,021     5,147       30     日高郡日高町大字志賀     399     507       日高港線     31     日高郡美浜町田井     834     1,017       御坊停車場線     32     御坊市島     4,170     5,338       江川小松原線     33     御坊市湯川町小松原     9,264     12,043       玄子小松原線     34     日高郡日高川町千津川     3,444     4,374  | 比井紀伊内原停車場線       |    |                 |            |         |
| 相側切線     30     日高郡日高町大字志賀     399     507       日高港線     31     日高郡美浜町田井     834     1,017       御坊停車場線     32     御坊市島     4,170     5,338       江川小松原線     33     御坊市湯川町小松原     9,264     12,043       玄子小松原線     34     日高郡日高川町千津川     3,444     4,374  |                  |    |                 | ,          |         |
| 日高港線     31     日高郡美浜町田井     834     1,017       御坊停車場線     32     御坊市島     4,170     5,338       江川小松原線     33     御坊市湯川町小松原     9,264     12,043       玄子小松原線     34     日高郡日高川町千津川     3,444     4,374   | 柏御坊線             |    |                 |            |         |
| 御坊停車場線       32       御坊市島       4,170       5,338         江川小松原線       33       御坊市湯川町小松原       9,264       12,043         玄子小松原線       34       日高郡日高川町千津川       3,444       4,374  | 日高港線             |    |                 |            |         |
| 江川小松原線     33     御坊市湯川町小松原     9,264     12,043       玄子小松原線     34     日高郡日高川町千津川     3,444     4,374   |                  | _  |                 |            |         |
| 玄子小松原線 34 日高郡日高川町千津川 3,444 4,374  |                  |    |                 |            |         |
|   |                  |    |                 |            |         |
| 船建和佐線   | 船津和佐線            | 35 | 日高郡日高川町三百瀬      | 304        | 386     |

注:1. 表中の番号は第3.2-4図中の番号に対応する。

2.12時間及び24時間の観測時間帯は以下のとおりである。

12 時間観測:午前7時~午後7時

24 時間観測:午前7時~翌日午前7時または午前0時~翌日午前0時

「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」、 「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 交通図」

(国土交通省HP、閲覧:平成30年10月)

「和歌山県道路網図」(和歌山県、平成29年)

より作成



第3.2-4図 主要な交通網及び交通量測定点の位置

## 2. 海上交通の状況

## (1) 入港船舶状況

日高港及び由良港における平成 28 年の入港船舶数は第 3.2-16 表、取扱貨物量は第 3.2-17 表のとおりである。

平成 28 年の入港船舶数は日高港では 365 隻、由良港では 2,325 隻、取扱貨物量は日高港では 909,602 隻、由良港では 609,352 隻となっている。

第 3.2-16 表 入港船舶数 (平成 28 年)

| 港湾  | 合計     |             | 外航船    |         | 内航船    |             |
|-----|--------|-------------|--------|---------|--------|-------------|
| 伦仔  | 隻数 (隻) | 総トン数(t)     | 隻数 (隻) | 総トン数(t) | 隻数 (隻) | 総トン数(t)     |
| 日高港 | 365    | 594, 479    | 1      | 1, 082  | 364    | 593, 397    |
| 由良港 | 2, 325 | 3, 815, 274 | 0      | 0       | 2, 325 | 3, 815, 274 |

[「平成28年 和歌山県港湾統計」(和歌山県田、閲覧:平成30年10月)より作成]

## 第 3.2-17 表 取扱貨物量 (平成 28 年)

(単位:t)

| )#; <i>p</i> ; | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ |     | 外国貿易 |     |          | 内国貿易   |          |
|----------------|--|-----|------|-----|----------|--------|----------|
| 港名             | 合計                                     | 計   | 輸出   | 輸入  | 計        | 移出     | 移入       |
| 日高港            | 909, 602                               | 209 | 0    | 209 | 909, 393 | 6, 487 | 902, 906 |
| 由良港            | 609, 352                               | 0   | 0    | 0   | 609, 352 | 0      | 609, 352 |

[「平成28年 和歌山県港湾統計」(和歌山県田、閲覧:平成30年10月)より作成]

## (2) 定期航路の状況

事業実施想定区域及びその周囲には、第3.2-5図のとおり本土と四国、九州を結ぶ定期航路が開設されている。東京~徳島~北九州間、大阪~鹿児島(志布志)間、神戸~宮崎間のいずれも定期船は1日1便が経由している。



第3.2-5図 定期航路の状況

# 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設(以下、「配慮が特に必要な施設」という。)として、 学校、医療機関等が挙げられる。事業実施想定区域の周囲における配慮が特に必要な施設の位置は、 第3.2-18表及び第3.2-6図に、住宅等の位置は第3.2-7図のとおりである。

事業実施想定区域の周囲における配慮が特に必要な施設は、学校等 51 施設、医療機関 68 施設、 福祉施設 108 施設が存在している。住宅等については、沿岸の漁港地区及び御坊市内に集落が形成 されている。

第3.2-18表(1) 配慮が特に必要な施設(学校等)

| 番号 | 区分   | 施設名         | 所在地           |
|----|------|-------------|---------------|
| 1  | 御坊市  | 名田幼稚園       | 名田町野島 1-3     |
| 2  |      | 塩屋幼稚園       | 塩屋町南塩屋 34     |
| 3  |      | 大成幼稚園       | 藤田町藤井 2100    |
| 4  |      | 湯川幼稚園       | 湯川町財部 831     |
| 5  |      | 御坊幼稚園       | 御坊 100        |
| 6  |      | はこぶね幼稚園     | 薗 368-3       |
| 7  |      | 塩屋小学校       | 塩屋町南塩屋 17     |
| 8  |      | 御坊小学校       | 薗 226         |
| 9  |      | 湯川小学校       | 湯川町小松原 179    |
| 10 |      | 藤田小学校       | 藤田町藤井 2047-1  |
| 11 |      | 名田小学校       | 名田町野島 326     |
| 12 |      | 野口小学校       | 野口 761        |
| 13 |      | 河南中学校       | 塩屋町北塩屋 300    |
| 14 |      | 御坊中学校       | 島 10          |
| 15 |      | 湯川中学校       | 湯川町小松原 50     |
| 16 |      | 名田中学校       | 名田町上野 1348-15 |
| 17 |      | 和歌山工業高等専門学校 | 名田町野島 77      |
| 18 |      | 日高高等学校附属中学校 | 島 45          |
| 19 |      | 紀央館高等学校     | 湯川町小松原 43-1   |
| 20 |      | 日高高等学校      | 島 45          |
| 21 |      | 御坊市立図書館     | 薗 378-1       |
| 22 | 由良町  | 衣奈小学校       | 衣奈 230        |
| 23 |      | 白崎小学校       | 大引 64         |
| 24 |      | 由良小学校       | 里 166         |
| 25 |      | 由良中学校       | 阿戸 708-1      |
| 26 | 日高町  | 志賀小学校       | 志賀 1800       |
| 27 |      | 内原小学校       | 萩原 964-1      |
| 28 |      | 比井小学校       | 比井 938        |
| 29 |      | 日高中学校       | 志賀 71-1       |
| 30 | 美浜町  | 松原小学校       | 吉原 774-5      |
| 31 |      | 和田小学校       | 和田 1138-176   |
| 32 |      | 松洋中学校       | 吉原 958        |
| 33 |      | みはま援学校      | 和田松原 1138-259 |
| 34 | pla  | 美浜町立図書館     | 大字和田 1138-313 |
| 35 | 広川町  | 町立津木小学校     | 上津木 431       |
| 36 |      | 町立津木中学校     | 下津木 716       |
| 37 | 日高川町 | 江川小学校       | 江川 2133       |
| 38 |      | 三百瀬小学校      | 三百瀬 887       |
| 39 |      | 山野小学校       | 山野 538        |
| 40 |      | 川辺西小学校      | 小熊 3141       |
| 41 |      | 和佐小学校       | 和佐 1550       |
| 42 |      | 早蘇中学校       | 蛇尾 476        |

第3.2-18表(2) 配慮が特に必要な施設(学校等)

| 番号 | 区分   | 施設名     | 所在地        |
|----|------|---------|------------|
| 43 | 日高川町 | 大成中学校   | 土生 1228-2  |
| 44 |      | 丹生中学校   | 江川 536     |
| 45 |      | 和歌山南陵高校 | 和佐 2223-5  |
| 46 | 印南町  | 印南小学校   | 印南 1915    |
| 47 |      | 切目小学校   | 西ノ地 536    |
| 48 |      | 稲原中学校   | 印南原 1743   |
| 49 |      | 印南中学校   | 印南 2145    |
| 50 |      | 切目中学校   | 西ノ地 1352   |
| 51 |      | 稲原小学校   | 印南原 4955-1 |

「国土数値情報(公共施設)」

第3.2-18表(3) 配慮が特に必要な施設(医療機関)

| 番号 | 区分  | 施設名                | 所在地           |
|----|-----|--------------------|---------------|
| 1  | 御坊市 | 国保日高総合病院           | 薗 116-2       |
| 2  |     | 北出病院               | 湯川町財部 728-4   |
| 3  |     | 整形外科北裏病院           | 湯川町小松原 454    |
| 4  |     | 天津眼科医院             | 薗 61-3        |
| 5  |     | 天津産婦人科             | 薗 308-7       |
| 6  | ]   | いえなが小児科            | 湯川町財部 937-5   |
| 7  |     | 池田内科クリニック          | 薗 381-6       |
| 8  |     | 井本内科               | 島 232-8       |
| 9  | ]   | 上田内科循環器科           | 藤田町吉田 851-9   |
| 10 | ]   | えのもと眼科             | 薗 95          |
| 11 | ]   | (医) すこやか会おおたにクリニック | 名田町野島 1-7     |
| 12 | ]   | 岡整形外科・内科           | 薗 148         |
| 13 |     | おくだこどもクリニック        | 湯川町小松原 551-4  |
| 14 |     | 垣内耳鼻咽喉科            | 薗 255-2       |
| 15 |     | 紀伊クリニック            | 湯川町小松原 615-1  |
| 16 |     | 楠山ひふ科              | 薗 461         |
| 17 |     | 健診センターキタデ          | 湯川町財部 733-1   |
| 18 |     | 小池内科               | 湯川町財部 516-3   |
| 19 |     | 塩路内科胃腸科            | 藤田町吉田 621     |
| 20 |     | 曽根クリニック            | 湯川町小松原 536-8  |
| 21 |     | 高辻内科胃腸科            | 薗 489-5       |
| 22 |     | 田中クリニック            | 薗 271         |
| 23 |     | (医) 裕紫会中紀クリニック     | 藤田町吉田 324-1   |
| 24 |     | 中井こどもクリニック         | 薗 414-15      |
| 25 |     | 中島医院               | 湯川町小松原 380-11 |
| 26 |     | 西本医院               | 島 174-13      |
| 27 | ]   | 博愛診療所              | 名田町野島 1-9     |
| 28 | ]   | 日高マタニティクリニック       | 薗 123-18      |
| 29 | ]   | 深谷外科医院             | 湯川町財部 670-1   |
| 30 | ]   | 松下内科               | 島 114-6       |
| 31 | ]   | T-cubuメディカルクリニック   | 湯川町財部 646-11  |
| 32 | ]   | むらがき心療内科クリニック      | 島 646-1       |
| 33 |     | 森畠医院               | 塩屋町北塩屋 1087   |

第3.2-18表(4) 配慮が特に必要な施設(医療機関)

| 番号 | 区分   | 施設名                  | 所在地            |
|----|------|----------------------|----------------|
| 34 | 御坊市  | 山羽胃腸科内科              | 薗 652-2        |
| 35 |      | しめざき眼科クリニック          | 湯川町小松原 531-2   |
| 36 |      | 御坊なかむらクリニック          | 湯川町財部 715      |
| 37 |      | (特養) ごぼうの郷医務室        | 熊野 44-4        |
| 38 | 美浜町  | (独)国立病院機構和歌山病院       | 和田 1138        |
| 39 |      | 大原内科                 | 和田 1138-104    |
| 40 |      | 厚生省第二(共済)和歌山病院所属所    | 和田 1138 和歌山病院内 |
| 41 |      | 玉置循環器科               | 和田 1138-198    |
| 42 |      | (特養) ときわ寮診療所         | 三尾 9           |
| 43 |      | 橋本整形外科               | 田井 400-1       |
| 44 |      | 森本医院                 | 田井 313-1       |
| 45 |      | 養護老人ホームときわ寮診療所       | 和田 1138-180    |
| 46 |      | 龍神医院                 | 吉原 264         |
| 47 | 日高町  | 楠山整形外科               | 荊木 48-1        |
| 48 |      | 博愛診療所みちしお            | 阿尾字洲野 646      |
| 49 |      | 古田医院                 | 荊木 560         |
| 50 |      | 山崎医院                 | 高家 421-4       |
| 51 | 由良町  | 衣奈診療所                | 衣奈 740-4       |
| 52 |      | 竹内医院                 | 里 274-1        |
| 53 |      | 玉置クリニック              | 里 349-1        |
| 54 |      | (医) 寺田医院             | 里 57-2         |
| 55 |      | 博愛診療所ゆら              | 吹井字吹城 910-1    |
| 56 |      | 由良あかつき園医務室           | 吹井 130         |
| 57 |      | 由良みのり園医務室            | 吹井 949         |
| 58 | 広川町  | なつあけの里ささゆり苑診療所       | 上津木字夏明 1464-4  |
| 59 | 日高川町 | 島整形外科                | 土生 160-4       |
| 60 |      | 谷本内科小児科              | 土生 160-4       |
| 61 |      | たまき皮ふ科耳鼻科            | 土生 127-6       |
| 62 |      | (特養) ときわ寮川辺園診療所      | 和佐 2081-10     |
| 63 |      | とめきクリニック             | 小熊 2475-1      |
| 64 | 印南町  | 上平医院                 | 印南 2245-6      |
| 65 |      | 川口医院                 | 印南 3140-1      |
| 66 |      | 小溝クリニック              | 島田 1163-11     |
| 67 |      | (特養) カルフール・ド・ルポ印南医務室 | 山口 150         |
| 68 |      | 西岡外科                 | 印南 2275-16     |

「国土数値情報(医療機関)」

配慮が特に必要な施設(福祉施設) 第 3.2-18 表(5)

| 番号 | 区分  | 施設名                     | 所在地           |
|----|-----|-------------------------|---------------|
| 1  | 御坊市 | つばさ保育園                  | 島 430-2       |
| 2  |     | わかば保育園                  | 島 333         |
| 3  |     | しらゆり保育園                 | 湯川町富安 1913-7  |
| 4  |     | 愛徳保育園                   | 薗 275-7       |
| 5  |     | しんせい保育園                 | 藤田町吉田 550-9   |
| 6  | ]   | たんぽぽ乳幼児保育園              | 熊野 162-2      |
| 7  |     | 三和デイサービス本町店             | 薗 198-8       |
| 8  |     | 御坊市在宅介護支援センターリバティ博愛     | 薗 263-3       |
| 9  | ]   | はな                      | 薗 290-2       |
| 10 |     | 御坊市地域包括支援センター           | 薗 350         |
| 11 | ]   | 御坊市老人福祉センター             | 薗 350         |
| 12 |     | 御坊市在宅介護支援センターニチイ        | 薗 42-7        |
| 13 | ]   | 通園みらい                   | 薗 500         |
| 14 |     | やまばデイサービスセンター           | 薗 564-1       |
| 15 | ]   | コミュニティケアキタデゆうゆう I       | 薗 98-3        |
| 16 | ]   | コミュニティケアキタデゆうゆうⅡ        | 薗 98-3        |
| 17 | ]   | 御坊市在宅介護支援センターキタデ        | 薗 98-3        |
| 18 | ]   | ごぼうの郷                   | 熊野 44-4       |
| 19 |     | 太陽ホーム                   | 島 384         |
| 20 |     | デイサービスケアビレッジ御坊          | 湯川町財部 377-6   |
| 21 | ]   | デイサービスセンターキタデ           | 湯川町財部 728-4   |
| 22 |     | ナーシングデイキタデSmile         | 湯川町財部 728-4   |
| 23 |     | フィットネスデイキタデR e          | 湯川町財部 728-4   |
| 24 |     | 三和デイサービス小松原店            | 湯川町小松原 599-12 |
| 25 |     | 三和デイサービス                | 湯川町小松原 607-4  |
| 26 |     | 御坊市在宅介護支援センター中紀         | 藤田町吉田 324-1   |
| 27 |     | あがら花まるグループホームⅡ          | 藤田町藤井 2118-1  |
| 28 |     | 小規模多機能ハウスあがら花まる         | 藤田町藤井 2118-6  |
| 29 |     | 上野老人憩の家                 | 名田町上野 1529-1  |
| 30 |     | ケアハウス博愛                 | 名田町上野 1722-1  |
| 31 |     | 御坊市在宅介護支援センター博愛園        | 名田町上野 1722-1  |
| 32 |     | 日高博愛園デイサービスセンター         | 名田町野島 1-9     |
| 33 |     | リバティ博愛                  | 名田町野島 1-9     |
| 34 |     | 日高博愛園                   | 名田町野島 1-9     |
| 35 |     | 日高博愛園第2デイサービスセンター       | 名田町野島 3321-3  |
| 36 |     | 祓井戸老人憩の家                | 名田町野島 3371    |
| 37 |     | 明神の郷                    | 明神川 646       |
| 38 |     | 御坊シルバーハイム               | 野口 1351-1     |
| 39 | 由良町 | 由良町立ゆらこども園              | 大字畑 162-3     |
| 40 |     | 衣奈老人憩の家                 | 衣奈 741-1      |
| 41 |     | 江ノ駒老人憩の家                | 江ノ駒 220-3     |
| 42 |     | 戸津井老人憩の家                | 小引 93         |
| 43 |     | 神谷老人憩の家                 | 神谷 214        |
| 44 |     | 児童デイサービスどり一む            | 吹井 130        |
| 45 |     | 日高圏域障害児者相談・生活サポートセンターゆめ | 吹井 130        |
| 46 |     | 由良あかつき園(障害者支援施設)        | 吹井 130        |

「国土数値情報(福祉施設)」 (国土交通省国土政策局国土情報課HP、閲覧:平成30年10月)より作成]

第 3.2-18 表(6) 配慮が特に必要な施設(福祉施設)

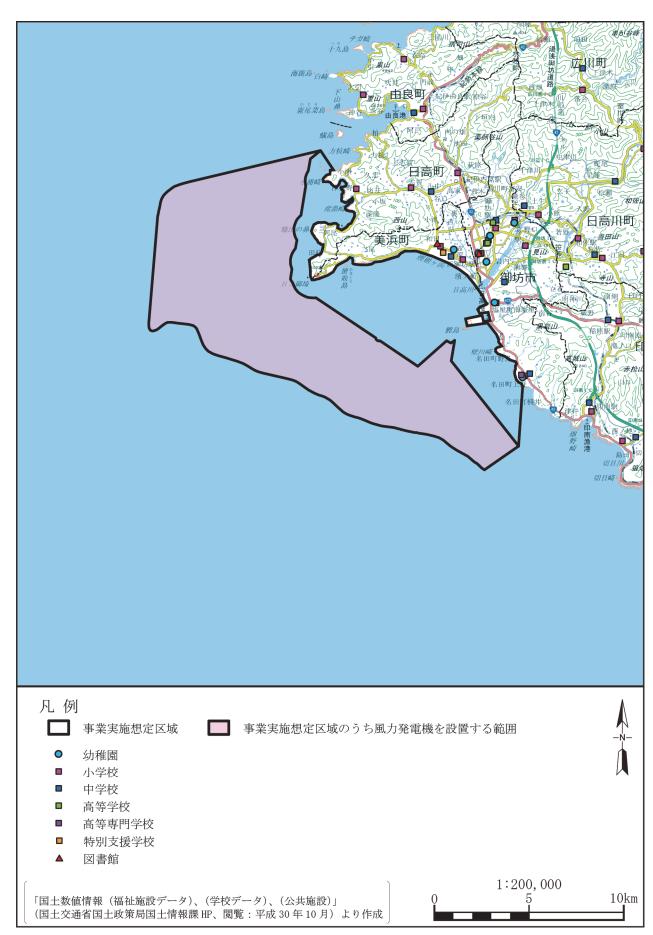
| 番号 | 区分  | 施設名                  | 所在地          |
|----|-----|----------------------|--------------|
| 47 | 由良町 | 由良フラワーホーム            | 吹井 130       |
| 48 | ]   | 由良町在宅介護支援センター        | 吹井 80-88     |
| 49 | ]   | 由良町地域福祉センター          | 吹井 80-88     |
| 50 |     | ゆら博愛園デイサービスセンター      | 吹井 910-1     |
| 51 |     | 在宅介護支援センターゆら博愛園      | 吹井 910-1     |
| 52 |     | 由良みのり園 (障害者支援施設)     | 吹井 949       |
| 53 |     | 吹井老人憩の家              | 吹井 969-3     |
| 54 |     | ゆら博愛園                | 吹井字吹城 910-1  |
| 55 |     | 大引老人憩の家              | 大引 709       |
| 56 | 1   | 中老人憩の家               | 中 264-2      |
| 57 | 1   | 畑老人憩の家               | 畑 327        |
| 58 | 1   | 網代老人センター             | 網代 193       |
| 59 |     | 由良町地域包括支援センター        | 里 1220-1     |
| 60 |     | デイサービスほのか            | 里 248-1      |
| 61 |     | レッツ倶楽部由良             | 里 277-1      |
| 62 | 日高町 | 内原保育所                | 原谷 517       |
| 63 |     | 比井保育所                | 比井 729       |
| 64 |     | 志賀保育所                | 志賀 1781      |
| 65 |     | ケアハウス博愛みちしお          | 阿尾 646       |
| 66 |     | ひだか博愛園みちしおデイサービスセンター | 阿尾 646       |
| 67 |     | ひだか博愛園みちしお           | 阿尾 646       |
| 68 |     | 通所介護事業所ふじの里          | 荊木 115-1     |
| 69 |     | ワークステーションひだか         | 荊木 310       |
| 70 |     | 日高町地域包括支援センター        | 高家 626       |
| 71 | 1   | グループホーム潮風ひだか         | 小池 23        |
| 72 | 1   | 日高町在宅介護支援センター        | 小中 1308      |
| 73 | 1   | パン工房サンフルひだか          | 小中 521-5     |
| 74 | 1   | 日高町老人憩の家(海の家)        | 比井 1304      |
| 75 | 美浜町 | ひまわりこども園             | 吉原 602-1     |
| 76 | 1   | こじか保育園               | 和田 2111-55   |
| 77 | 1   | 通園みらいⅡ               | 吉原字新浜 1083-3 |
| 78 |     | 風速荘                  | 三尾 475       |
| 79 | 1   | ときわ寮美浜デイサービスセンター     | 三尾 9         |
| 80 | 1   | ときわ寮                 | 三尾 9         |
| 81 | 1   | プラトン                 | 田井 402-1     |
| 82 |     | 濱ノ瀬住民会館              | 浜ノ瀬 356-55   |
| 83 | 1   | ときわ寮                 | 和田 1138-180  |
| 84 | 1   | 美浜町地域包括支援センター        | 和田 1138-278  |
| 85 | 1   | 美浜町地域福祉センター          | 和田 1138-326  |
| 86 | 1   | きららファミリー             | 和田 1232-4    |
| 87 | 1   | 老人憩の家「光荘」            | 和田 1787-1    |
| 88 | 1   | グループホーム松風みはま         | 和田 824-9     |
| 89 | 1   | 松風みはまデイサービス          | 和田 824-9     |
| 90 | 広川町 | ひろの里在宅介護支援センター       | 下津木 1105-5   |
| 91 | 1   | 在宅複合型施設ひろの里通所介護事業所   | 下津木 1105-5   |
| 92 | 1   | ファミリーホームひろの里         | 下津木 1109     |

「国土数値情報(福祉施設)」

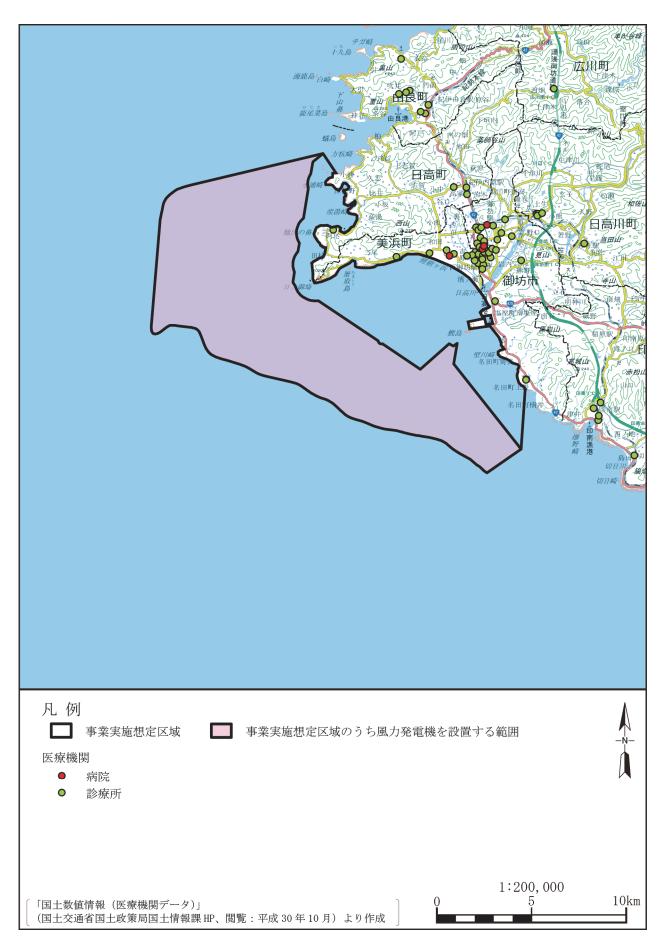
第3.2-18表(7) 配慮が特に必要な施設(福祉施設)

| 番号  | 区分   | 施設名                       | 所在地           |
|-----|------|---------------------------|---------------|
| 93  | 広川町  | なつあけの里ささゆり苑               | 上津木字夏明 1464-4 |
| 94  | 日高川町 | かわべ保育所                    | 小熊 6076       |
| 95  |      | 川辺老人憩の家                   | 早藤 147        |
| 96  |      | 日高川町地域包括支援センター            | 土生 160        |
| 97  |      | ときわ寮川辺園デイサービスセンター         | 和佐 2081-10    |
| 98  |      | 在宅介護支援センター川辺              | 和佐 2136       |
| 99  |      | 和佐の里                      | 和佐 2136       |
| 100 |      | ときわ寮川辺園                   | 和佐小反谷 2081-10 |
| 101 | 印南町  | いなみこども園                   | 山口 150-3      |
| 102 |      | 印南町基幹型在宅介護支援センター          | 印南 2009-1     |
| 103 |      | 印南町地域包括支援センター             | 印南 2252-1     |
| 104 |      | ワークメイト印南                  | 印南 4485       |
| 105 |      | 在宅介護支援センターカルフール・ド・ルポ印南    | 山口 150        |
| 106 |      | 特別養護老人ホームカルフール・ド・ルポ印南ヌーヴォ | 山口 150-1      |
| 107 |      | カルフール・ド・ルポ印南              | 山口 150-1      |
| 108 |      | カルフール・ド・ルポ印南ヌーウ゛ォ         | 山口 150-1      |

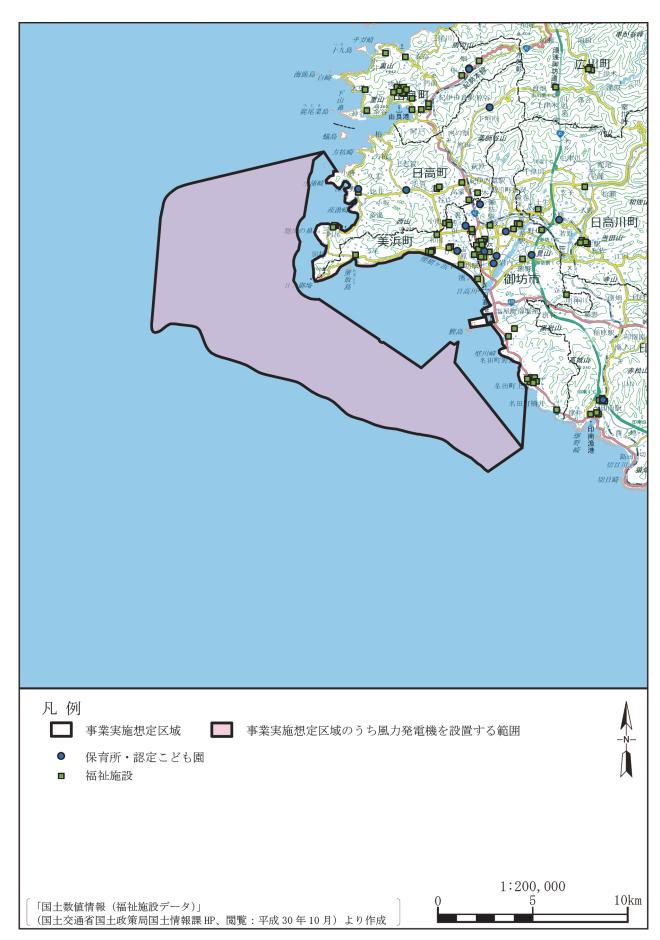
「国土数値情報(福祉施設)」



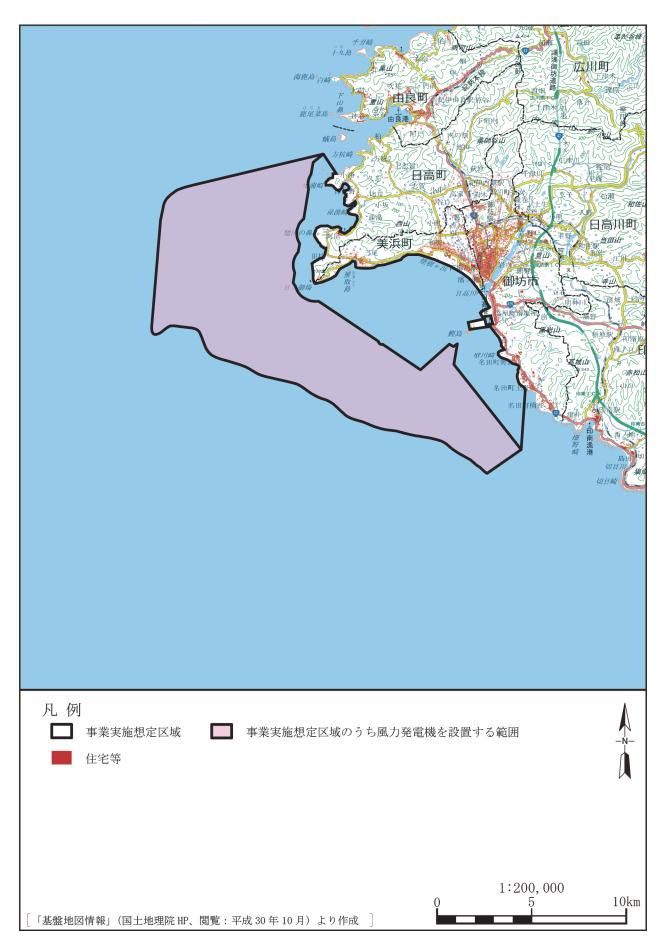
第3.2-6図(1) 配慮が特に必要な施設の位置(学校等)



第3.2-6図(2) 配慮が特に必要な施設の位置(病院等)



第3.2-6図(3) 配慮が特に必要な施設の位置(福祉施設)



第3.2-7図 住宅等の位置

## 3.2.6 下水道の整備の状況

御坊市、美浜町、日高町及び和歌山県における平成 29 年度末の汚水処理人口普及率及び下水道 普及率は第3.2-19表のとおりである。

汚水処理人口普及状況は御坊市で 43.7%、美浜町で 99.7%、日高町で 94.5%となっている。下 水道普及率は御坊市で 5.1%、美浜町で 45.6%となっている。

第3.2-19表 汚水処理人口普及率及び下水道普及率(平成29年度末)

| 区分   | 汚水処理人口普及率<br>(%) | 下水道普及率<br>(%)<br>5.1 |  |  |
|------|------------------|----------------------|--|--|
| 御坊市  | 43. 7            | 5. 1                 |  |  |
| 美浜町  | 99. 7            | 45. 6                |  |  |
| 日高町  | 94. 5            | _                    |  |  |
| 和歌山県 | 63. 6            | 27. 3                |  |  |

注:「一」は出典に記載がないものを示す。

「汚水処理人口普及率」

(和歌山県HP、閲覧:平成30年10月)より作成

# 3.2.7 廃棄物の状況

## 1. 一般廃棄物

御坊市、美浜町、日高町及び和歌山県における一般廃棄物の処理状況は第3.2-20表のとおりである。

平成 28 年度におけるごみ総排出量は、御坊市で 9,584 t 、美浜町で 2,771 t 、日高町で 2,260 t となっている。

第 3. 2-20 表 一般廃棄物の処理状況(平成 28 年度)

| 区分         |                | 単位 | 御坊市    | 美浜町    | 日高町    | 和歌山県     |
|------------|----------------|----|--------|--------|--------|----------|
| ごみ<br>総排出量 | 計画収集量          | t  | 6, 987 | 1, 936 | 1,660  | 279, 792 |
|            | 直接搬入量          | t  | 2, 238 | 542    | 340    | 50, 122  |
|            | 集団回収量          | t  | 359    | 293    | 260    | 10, 413  |
|            | 合計             | t  | 9, 584 | 2, 771 | 2, 260 | 340, 327 |
|            | 直接焼却量          | t  | 8, 187 | 2, 194 | 1,733  | 290, 188 |
|            | 直接最終処分量        | t  | 0      | 0      | 0      | 3, 222   |
| ごみ<br>処理量  | 焼却以外の<br>中間処理量 | t  | 943    | 269    | 247    | 43, 702  |
|            | 直接資源化          | t  | 95     | 15     | 20     | 4, 472   |
|            | 合計             | t  | 9, 225 | 2, 478 | 2,000  | 341, 584 |
| 中間処理後再生利用量 |                | t  | 553    | 159    | 156    | 29, 346  |
| リサイクル率     |                | %  | 10. 5  | 16. 9  | 19. 3  | 12.6     |
| 最終処分量      |                | t  | 1,056  | 285    | 230    | 45, 251  |

注:リサイクル率= (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) ×100 [「一般廃棄物処理実態調査結果」 (環境省HP、閲覧:平成30年10月)より作成]

## 2. 産業廃棄物の状況

和歌山県における産業廃棄物の処理状況は、第3.2-21表のとおりである。

また、事業実施想定区域を中心とした 50kmの範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は第 3.2-22 表、立地状況は第 3.2-8 図のとおりであり、中間処理施設 118 か所、最終処分場2 か所となっている。

第3.2-21表 産業廃棄物の処理状況(平成28年度)

(単位:千t/年)

| 区分  | 排出量    | 再生利用量  | 減量化量   | 最終処分量 |
|-----|--------|--------|--------|-------|
| 和歌山 | 3, 235 | 2, 064 | 1, 044 | 127   |

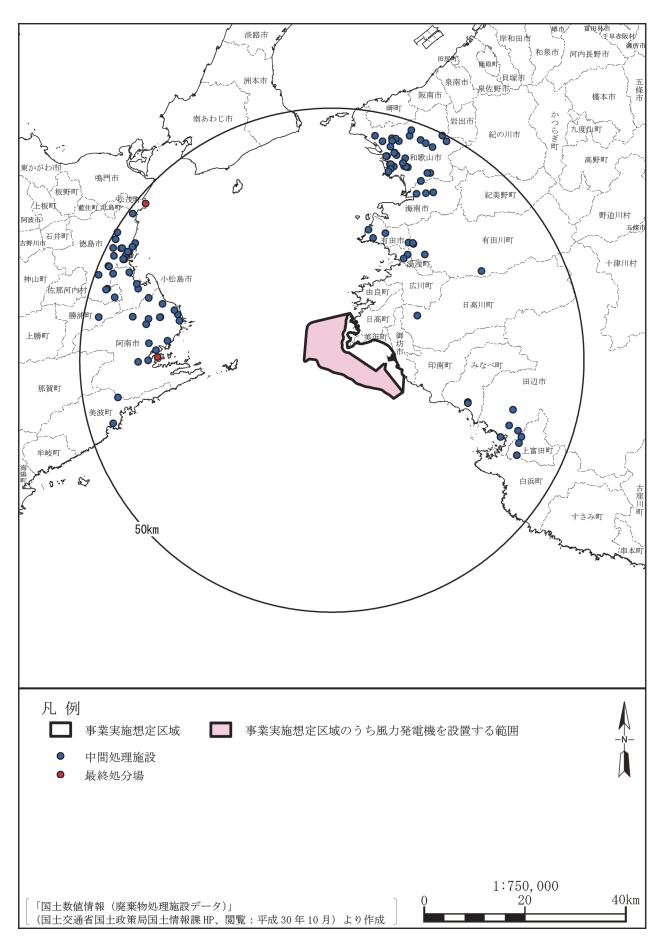
[「平成29年版 環境白書」(和歌山県、平成30年)より作成]

第3.2-22表 産業廃棄物処理施設数(平成24年度)

(単位:施設)

| 県    | 市町   | 中間処理施設 | 最終処分場 |
|------|------|--------|-------|
|      | 和歌山市 | 43     | 0     |
|      | 海南市  | 3      | 0     |
|      | 有田市  | 4      | 0     |
|      | 田辺市  | 4      | 0     |
| 和歌山県 | 有田川町 | 4      | 0     |
|      | 湯浅町  | 3      | 0     |
|      | 日高川町 | 2      | 0     |
|      | みなべ町 | 2      | 0     |
|      | 上富田町 | 4      | 0     |
|      | 徳島市  | 24     | 0     |
|      | 小松島市 | 5      | 0     |
| 徳島県  | 阿南市  | 16     | 1     |
| 心齿乐  | 松茂町  | 1      | 1     |
|      | 勝浦町  | 1      | 0     |
|      | 美波町  | 2      | 0     |
| 合    | 計    | 118    | 2     |

「国土数値情報(廃棄物処理施設)」



第3.2-8図 産業廃棄物処理施設の立地状況

# 3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象 及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### 1. 公害関係法令等

#### (1) 環境基準等

#### ① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は第3.2-23表(1)のとおり、「環境基本法」(平成5年法律第91号、 最終改正:平成26年5月30日)に基づき全国一律に定められている。また、ベンゼン等の有 害大気汚染物質については、第3.2-23表(2)の基準がそれぞれ定められている。

第 3.2-23 表(1) 大気汚染に係る環境基準

| 物質        | 環境上の条件  |
|-----------|---|
| 二酸化硫黄     | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。      |
| 一酸化炭素     | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。  |
| 浮遊粒子状物質   | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。 |
| 二酸化窒素     | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。      |
| 光化学オキシダント | 1時間値が0.06ppm以下であること。                                |
| 微小粒子状物質   | 1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。         |

- [備考] 1. 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
  - 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\,\mu\,\mathrm{m}$ 以下のものをいう。
  - 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
  - 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
  - 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\,\mu\,m$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、最終改正:平成8年10月25日) 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号、最終改正:平成8年10月25日) 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号) より作成 2

#### 第3.2-23表(2) 大気汚染に係る環境基準(有害大気汚染物質)

| 物質         | 環境上の条件                    |
|------------|---------------------------|
| ベンゼン       | 1 年平均値が0.003mg/m³以下であること。 |
| トリクロロエチレン  | 1 年平均値が0.13mg/m³以下であること。  |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m³以下であること。    |
| ジクロロメタン    | 1年平均値が0.15mg/m³以下であること。   |

- [備考] 1. 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
  - 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」 (平成9年環境庁告示第4号、最終改正:平成30年11月19日)より作成

#### ② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正:平成26年5月30日)に基づき、第3.2-24表のとおり定められている。

和歌山県では第 3.2-24 表(1)のとおり地域の類型の当てはめが行われているが、事業実施想定区域及びその周囲においてはいずれも該当していない。

第3.2-24表(1) 騒音に係る環境基準

#### 【道路に面する地域以外の地域】

| 【足町で曲) かんみがけかんみ】 |                 |                 |  |
|------------------|-----------------|-----------------|--|
| 1444の発刊          | 基準値             |                 |  |
| 地域の類型            | 昼間 (6:00~22:00) | 夜間 (22:00~6:00) |  |
| AA               | 50デシベル以下        | 40デシベル以下        |  |
| A及びB             | 55デシベル以下        | 45デシベル以下        |  |
| С                | 60デシベル以下        | 50デシベル以下        |  |

注:和歌山県における騒音に係る環境基準の類型指定

AA類型:和歌山県において指定地域はない。

A類型:和歌山市及び海南市のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第1項から第4項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用

地域及び第二種中高層住居専用地域

B類型:和歌山市及び海南市のうち、都市計画法第9条第5項から第7項までに規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

C類型:和歌山市及び海南市のうち、都市計画法第9条第8項から第11項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号、最終改正:平成24年3月30日) 「平成30年版環境白書」(和歌山県、平成30年) より作成

## 第3.2-24表(2) 騒音に係る環境基準

#### 【道路に面する地域】

|  | 基準値          |                   |  |
|--|--------------|-------------------|--|
| 地域の区分  | 昼間           | 夜間                |  |
|  | (6:00~22:00) | $(22:00\sim6:00)$ |  |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域                       | 60デシベル以下     | 55デシベル以下          |  |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下     | 60デシベル以下          |  |

注:車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正:平成 24 年 3 月 30 日) 「平成 30 年版環境白書」(和歌山県、平成 30 年)

#### 第3.2-24表(3) 騒音に係る環境基準

#### 【幹線交通を担う道路に近接する空間】

|                  | 基準           | 植            |
|------------------|--------------|--------------|
| 区分               | 昼間           | 夜間           |
|                  | (6:00~22:00) | (22:00~6:00) |
| 幹線交通を担う道路に近接する空間 | 70デシベル以下     | 65デシベル以下     |

注:個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

「騒音に係る環境基準について」 (平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正:平成 24 年 3 月 30 日) 「平成 30 年版環境白書」 (和歌山県、平成 30 年) より作成

#### ③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正:平成26年5月30日)に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、第3.2-25表のとおり、全公共用 水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、第 3.2-26 表~第 3.2-28 表のとおり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。事業実施想定区域及びその周囲において、第 3.2-9 図のとおり、日高町、御坊市及び美浜町の地先海域が「海域A類型」、日高川水域が「河川A類型」に指定されている。

なお、地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第3.2-29表のとおり定められている。

第3.2-25表 人の健康の保護に関する環境基準

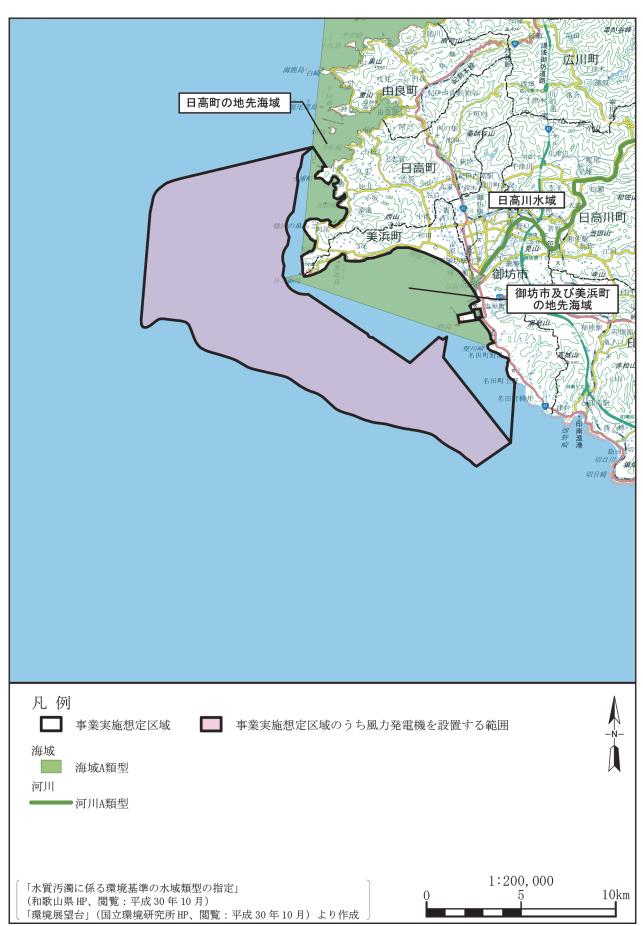
| 項目               | 基準値          |
|------------------|--------------|
| カドミウム            | 0.003mg/L以下  |
| 全シアン             | 検出されないこと。    |
| 鉛                | 0.01mg/L以下   |
| 六価クロム            | 0.05mg/L以下   |
| 砒素               | 0.01mg/L以下   |
| 総水銀              | 0.0005mg/L以下 |
| アルキル水銀           | 検出されないこと。    |
| PCB              | 検出されないこと。    |
| ジクロロメタン          | 0.02mg/L以下   |
| 四塩化炭素            | 0.002mg/L以下  |
| 1,2-ジクロロエタン      | 0.004mg/L以下  |
| 1,1-ジクロロエチレン     | 0. 1mg/L以下   |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下   |
| 1,1,1-トリクロロエタン   | 1 mg/L以下     |
| 1,1,2-トリクロロエタン   | 0.006mg/L以下  |
| トリクロロエチレン        | 0.01mg/L以下   |
| テトラクロロエチレン       | 0.01mg/L以下   |
| 1, 3-ジクロロプロペン    | 0.002mg/L以下  |
| チウラム             | 0.006mg/L以下  |
| シマジン             | 0.003mg/L以下  |
| チオベンカルブ          | 0.02mg/L以下   |
| ベンゼン             | 0.01mg/L以下   |
| セレン              | 0.01mg/L以下   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素    | 10mg/L以下     |
| ふっ素              | 0.8mg/L以下    |
| ほう素              | 1 mg/L以下     |
| 1,4-ジオキサン        | 0.05mg/L以下   |
|                  |              |

#### [備考]

- 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

「「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正:平成28年3月30日)より作成



第3.2-9図 水域の環境基準類型指定の状況

第3.2-26表(1) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼を除く河川)

| 項目 |                                     |                     | 基準値                     |                          |            |                      |
|----|-------------------------------------|---------------------|-------------------------|--------------------------|------------|----------------------|
| 類型 | 利用目的の適応性                            | 水素イオン<br>濃度<br>(pH) | 生物化学的<br>酸素要求量<br>(BOD) | 浮遊物質量<br>(SS)            | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数                |
| AA | 水道1級<br>自然環境保全及び<br>A以下の欄に掲げるもの     | 6.5以上<br>8.5以下      | 1mg/L以下                 | 25mg/L以下                 | 7.5mg/L以上  | 50MPN<br>/100mL以下    |
| A  | 水道2級<br>水産1級<br>水浴及び<br>B以下の欄に掲げるもの | 6. 5以上<br>8. 5以下    | 2mg/L以下                 | 25mg/L以下                 | 7.5mg/L以上  | 1,000MPN<br>/100mL以下 |
| В  | 水道3級<br>水産2級及び<br>C以下の欄に掲げるもの       | 6.5以上<br>8.5以下      | 3mg/L以下                 | 25mg/L以下                 | 5mg/L以上    | 5,000MPN<br>/100mL以下 |
| С  | 水産3級<br>工業用水1級及び<br>D以下の欄に掲げるもの     | 6.5以上<br>8.5以下      | 5mg/L以下                 | 50mg/L以下                 | 5mg/L以上    | -                    |
| D  | 工業用水2級<br>農業用水及び<br>Eの欄に掲げるもの       | 6.0以上<br>8.5以下      | 8mg/L以下                 | 100mg/L以下                | 2mg/L以上    | -                    |
| Е  | 工業用水3級環境保全                          | 6.0以上<br>8.5以下      | 10mg/L以下                | ごみ等の浮遊<br>が認められな<br>いこと。 | 2mg/L以上    | -                    |

## 〔備考〕1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注:1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2. 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正:平成28年3月30日)より作成

第3.2-26表(2) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼を除く河川)

| 項目   |   |             | 基準値           |                              |
|------|---|-------------|---------------|------------------------------|
| 類型   | 水生生物の生息状況の適応性   | 全亜鉛         | ノニル<br>フェノール  | 直鎖アルキルベン<br>ゼンスルホン酸<br>及びその塩 |
| 生物A  | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生<br>物及びこれらの餌生物が生息する水域                            | 0.03mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下  | 0.03mg/L以下                   |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生<br>生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場と<br>して特に保全が必要な水域        | 0.03mg/L以下  | 0.0006mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下                  |
| 生物B  | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及び<br>これらの餌生物が生息する水域                               | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下  | 0.05mg/L以下                   |
| 生物特B | 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に<br>掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔<br>の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下  | 0.002mg/L以下   | 0.04mg/L 以下                  |
| 〔備考〕 | 基準値は、年間平均値とする。  |             |               |                              |

「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年環境庁告示第59号、最終改正:平成28年3月30日)より作成

第3.2-27表(1) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

| 項目 |  |                     | 基準値                   |                          |            |                      |  |
|----|--|---------------------|-----------------------|--------------------------|------------|----------------------|--|
| 類型 | 利用目的の適応性   | 水素イオン<br>濃度<br>(pH) | 化学的<br>酸素要求量<br>(COD) | 浮遊物質量<br>(SS)            | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数                |  |
| AA | 水道1級<br>水産1級<br>自然環境保全及び<br>A以下の欄に掲げるもの                                | 6. 5以上<br>8. 5以下    | 1mg/L以下               | 1mg/L以下                  | 7.5mg/L以上  | 50MPN<br>/100mL以下    |  |
| A  | <ul><li>水道2・3級</li><li>水産2級</li><li>水浴及び</li><li>B以下の欄に掲げるもの</li></ul> | 6. 5以上<br>8. 5以下    | 3mg/L以下               | 5mg/L以下                  | 7.5mg/L以上  | 1,000MPN<br>/100mL以下 |  |
| В  | 水産3級<br>工業用水1級<br>農業用水及び<br>Cの欄に掲げるもの                                  | 6. 5以上<br>8. 5以下    | 5mg/L以下               | 15mg/L以下                 | 5mg/L以上    | -                    |  |
| С  | 工業用水2級環境保全   | 6.0以上<br>8.5以下      | 8mg/L以下               | ごみ等の浮遊<br>が認められな<br>いこと。 | 2mg/L以上    | _                    |  |

- [備考] 1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4日間以上である人工湖をいう。
  - 2. 基準値は、日間平均値とする。
  - 3. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
  - 4. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用 しない。
- 注:1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
  - 2. 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2・3級: 沈殿ろ過等による通常の浄水練作、又は、前処理等を伴う高度の浄水練作を行う もの
  - 3. 水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
  - 水産3級:コイ・フナ等富栄養湖型の水核の水産生物用
  - 4. 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水練作を行うもの
  - 5. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正:平成28年3月30日)より作成

## 第3.2-27表(2) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

| 項目 | 71884 o 72 d 10                                | 基準          | 進値           |
|----|--|-------------|--------------|
| 類型 | 利用目的の適応性                                       | 全窒素         | 全燐           |
| I  | 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの                            | 0.1mg/L以下   | 0.005mg/L 以下 |
| п  | 水道1・2・3級(特殊なものを除く。)<br>水産1種<br>水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの | 0. 2mg/L 以下 | 0.01mg/L以下   |
| Ш  | 水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの                      | 0.4mg/L 以下  | 0.03mg/L 以下  |
| IV | 水産2種及びVの欄に掲げるもの                                | 0.6mg/L 以下  | 0.05mg/L 以下  |
| V  | 水産 3 種<br>工業用水<br>農業用水<br>環境保全                 | 1mg/L以下     | 0.1mg/L以下    |

- [備考] 1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が4日間以上である人工湖をいう。
  - 2. 基準値は、年間平均値とする。
  - 3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
  - 4. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
- 注:1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
  - 2. 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水処作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能

な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3. 水産1種:サケ科魚額及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種:コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正:平成28年3月30日)より作成

## 第3.2-27表(3) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

| 項目   |   |             | 基準値           |                              |
|------|---|-------------|---------------|------------------------------|
| 類型   | 水生生物の生息状況の適応性   | 全亜鉛         | ノニル<br>フェノール  | 直鎖アルキルベン<br>ゼンスルホン酸<br>及びその塩 |
| 生物A  | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生<br>物及びこれらの餌生物が生息する水域                            | 0.03mg/L以下  | 0.001mg/L 以下  | 0.03mg/L以下                   |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生<br>生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場と<br>して特に保全が必要な水域        | 0.03mg/L以下  | 0.0006mg/L 以下 | 0.02mg/L以下                   |
| 生物B  | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及び<br>これらの餌生物が生息する水域                               | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下  | 0.05mg/L以下                   |
| 生物特B | 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に<br>掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔<br>の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L以下   | 0.04mg/L以下                   |
| 〔備考〕 | 基準値は、年間平均値とする。  |             |               | `                            |

「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正:平成28年3月30日)より作成

# 第3.2-27表(4) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

| 項目   |  | 基準値       |
|------|--|-----------|
| 類型   | 水生生物が生息・再生産する場の適応性   | 底層溶存酸素量   |
| 生物1  | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・<br>再生する水域                     | 4.0mg/L以下 |
| 生物 2 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を<br>保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、<br>水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 3.0mg/L以下 |
| 生物3  | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域             | 2.0mg/L以下 |
| 〔備考〕 | 基準値は、日間平均値とする。   |           |

「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年環境庁告示第59号、最終改正:平成28年3月30日)より作成

## 第3.2-28表(1) 生活環境の保全に関する環境基準(海域)

| 項目 |                                       | 基準値                 |                       |            |                      |                         |
|----|---------------------------------------|---------------------|-----------------------|------------|----------------------|-------------------------|
| 類型 | 利用目的の適応性                              | 水素イオン<br>濃度<br>(pH) | 化学的<br>酸素要求量<br>(COD) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数                | n-^キサン抽出<br>物質<br>(油分等) |
| A  | 水道1級<br>水浴<br>自然環境保全及び<br>B以下の欄に掲げるもの | 7.8以上<br>8.3以下      | 2mg/L以下               | 7.5mg/L以上  | 1,000MPN<br>/100mL以下 | 検出されな<br>いこと            |
| В  | 水産2級<br>工業用水浴及び<br>C以下の欄に掲げるもの        | 7.8以上<br>8.3以下      | 3mg/L以下               | 5mg/L以上    | -                    | 検出されな<br>いこと            |
| С  | 環境保全                                  | 7.0以上<br>8.3以下      | 8mg/L以下               | 2mg/L以上    | -                    | -                       |

#### [備考] 1. 基準値は、日間平均値とする。

- 2. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。
- 注:1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
  - 2. 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正:平成28年3月30日)より作成

## 第3.2-28表(2) 生活環境の保全に関する環境基準(海域)

| 項目 |   | 基準値        |             |  |
|----|---|------------|-------------|--|
| 類型 | 利用目的の適応性                                  | 全窒素        | 全燐          |  |
| I  | 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種<br>及び3種を除く。)     | 0.2mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |  |
| П  | 水産1種<br>水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種<br>を除く。) | 0.3mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |  |
| Ш  | 水産2種及びⅣ以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)               | 0.6mg/L 以下 | 0.05mg/L以下  |  |
| IV | 水産3種<br>工業用水<br>生物生息環境保全                  | 1mg/L 以下   | 0.09mg/L 以下 |  |

#### [備考] 1. 基準値は、年間平均値とする。

- 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- 注:1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
  - 2. 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正:平成28年3月30日)より作成

# 第3.2-28表(3) 生活環境の保全に関する環境基準(海域)

| 項目   |   | 基準値         |               |                              |  |
|------|---|-------------|---------------|------------------------------|--|
| 類型   | 水生生物の生息状況の適応性                                   | 全亜鉛         | ノニル<br>フェノール  | 直鎖アルキルベン<br>ゼンスルホン酸<br>及びその塩 |  |
| 生物A  | 水生生物の生息する水域                                     | 0.02mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下  | 0.01mg/L以下                   |  |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.01mg/L以下  | 0.0007mg/L 以下 | 0.006mg/L以下                  |  |
| 〔備考〕 | 基準値は、年間平均値とする。                                  |             | •             |                              |  |

「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正:平成28年3月30日) より作成

# 第3.2-28表(4) 生活環境の保全に関する環境基準(海域)

| 項目   |   | 基準値        |
|------|---|------------|
| 類型   | 水生生物が生息・再生産する場の適応性  | 底層溶存酸素量    |
| 生物1  | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・<br>再生する水域                    | 4.0mg/L 以下 |
| 生物 2 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を<br>保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、<br>水生生物が再生産できる場を保全再生する水域 | 3.0mg/L以下  |
| 生物3  | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再<br>生する水域又は無生物域を解消する水域        | 2.0mg/L以下  |
| 〔備考〕 |   |            |

「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正:平成28年3月30日)より作成

第3.2-29表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項目                              | 基準値          |
|---------------------------------|--------------|
| カドミウム                           | 0.003mg/L以下  |
| 全シアン                            | 検出されないこと。    |
| 鉛                               | 0.01mg/L以下   |
| 六価クロム                           | 0.05mg/L以下   |
| 砒素                              | 0.01mg/L以下   |
| 総水銀                             | 0.0005mg/L以下 |
| アルキル水銀                          | 検出されないこと。    |
| PCB                             | 検出されないこと。    |
| ジクロロメタン                         | 0.02mg/L以下   |
| 四塩化炭素                           | 0.002mg/L以下  |
| クロロエチレン<br>(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 0.002mg/L以下  |
| 1,2-ジクロロエタン                     | 0.004mg/L以下  |
| 1,1-ジクロロエチレン                    | 0. 1mg/L以下   |
| 1,2-ジクロロエチレン                    | 0.04mg/L以下   |
| 1,1,1-トリクロロエタン                  | 1 mg/L以下     |
| 1,1,2-トリクロロエタン                  | 0.006mg/L以下  |
| トリクロロエチレン                       | 0.01mg/L以下   |
| テトラクロロエチレン                      | 0.01mg/L以下   |
| 1,3-ジクロロプロペン                    | 0.002mg/L以下  |
| チウラム                            | 0.006mg/L以下  |
| シマジン                            | 0.003mg/L以下  |
| チオベンカルブ                         | 0.02mg/L以下   |
| ベンゼン                            | 0.01mg/L以下   |
| セレン                             | 0.01mg/L以下   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素                   | 10mg/L以下     |
| ふっ素                             | 0.8mg/L以下    |
| ほう素                             | 1 mg/L以下     |
| 1,4-ジオキサン                       | 0.05mg/L以下   |

## 〔備考〕 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

- 2. 「検出されないこと」とは、本告示の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

(平成9年環境庁告示第10号、最終改正:平成28年3月29日)より作成

#### 4 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」 (平成 5 年法律第 91 号、最終改正: 平成 26 年 5 月 30 日) に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は第 3.2-30 表のとおりである。

第 3. 2-30 表 土壌の汚染に係る環境基準

| 項目                   | 環境上の条件                        |
|----------------------|-------------------------------|
| カドミウム                | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地において |
| カトミリム                | は、米1kgにつき0.4mg以下であること。        |
| 全シアン                 | 検液中に検出されないこと。                 |
| 有機燐                  | 検液中に検出されないこと。                 |
| 鉛                    | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。         |
| 六価クロム                | 検液1Lにつき0.05mg以下であること。         |
| 砒素                   | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限 |
|                      | る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。 |
| 総水銀                  | 検液1Lにつき0.0005mg以下であること。       |
| アルキル水銀               | 検液中に検出されないこと。                 |
| PCB                  | 検液中に検出されないこと。                 |
| 銅                    | 農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未 |
| טיוש                 | 満であること。                       |
| ジクロロメタン              | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。         |
| 四塩化炭素                | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。        |
| クロロエチレン              | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。        |
| (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) |                               |
| 1,2-ジクロロエタン          | 検液1 Lにつき0.004mg以下であること。       |
| 1,1-ジクロロエチレン         | 検液 1 Lにつき 0.1mg以下であること。       |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン     | 検液1Lにつき0.04mg以下であること。         |
| 1,1,1-トリクロロエタン       | 検液1Lにつき1mg以下であること。            |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン     | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。        |
| トリクロロエチレン            | 検液1Lにつき0.03mg以下であること。         |
| テトラクロロエチレン           | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。         |
| 1, 3-ジクロロプロペン        | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。        |
| チウラム                 | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。        |
| シマジン                 | 検液1Lにつき0.003mg以下であること。        |
| チオベンカルブ              | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。         |
| ベンゼン                 | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。         |
| セレン                  | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。         |
| ふっ素                  | 検液1Lにつき0.8mg以下であること。          |
| ほう素                  | 検液1Lにつき1mg以下であること。            |
| 1,4-ジオキサン            | 検液1Lにつき0.05mg以下であること。         |

- [備考] 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては、本告示の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
  - 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1 Lにつき0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
  - 3. 「検液中に検出されないこと」とは、本告示の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
  - 4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

「土壌の汚染に係る環境基準について」

(平成3年環境庁告示第46号、最終改正:平成28年3月29日)より作成

注:これらの環境基準は、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の 堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として 現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

## ⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号、最終改正:平成 26 年 6 月 18 日)に基づき全国一律に定められている。ダイオキシン類に係る環境基準は、第 3.2-31 表のとおりである。

第 3.2-31 表 ダイオキシン類に係る環境基準

| 媒体             | 基準値             |
|----------------|-----------------|
| 大気             | 0.6pg-TEQ/m³以下  |
| 水質 (水底の底質を除く。) | 1 pg-TEQ/L以下    |
| 水底の底質          | 150pg-TEQ/g以下   |
| 土壌             | 1,000pg-TEQ/g以下 |

[備考] 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び 土壌の汚染に係る環境基準について」

【(平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正:平成 21 年 3 月 31 日) より作成 】

<sup>2.</sup> 大気及び水質 (水底の底質を除く。) の基準値は、年間平均値とする。

#### (2) 規制基準等

#### ① 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号、最終改正:平成 29 年 6 月 2 日)のほか、「和歌山県公害防止条例」(昭和 46 年和歌山県条例第 21 号)に基づき、ばい煙及び有害物質に係る特定施設及び規制基準が定められている。

いおう酸化物については、「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年厚生省・通商産業省第 1 号、最終改正:平成 29 年 1 月 6 日)に基づき、地域の区分ごとに排出基準(K値)が定められており、事業実施想定区域及びその周囲は 17.5 となっている。

ばいじんについては施設の種類及び規模ごとに、有害物質については有害物質の種類及び施設の種類ごとに、排出基準が定められている。

事業実施想定区域及びその周囲では、同法第3条第3項に基づき特別排出基準が定められている区域及び同法第4条第1項に規定に基づき条例で定める地域は存在しない。また、事業実施想定区域及びその周囲では、同法第5条の2に基づく指定ばい煙(硫黄酸化物及び窒素酸化物)の総量規制指定地域に指定されている地域は存在しない。

なお、本事業ではこれら規制が適用されるばい煙発生施設は設置しない。

#### ② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号、最終改正:平成26年6月18日)及び「和歌山県公害防止条例」(昭和46年和歌山県条例第21号)に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められている。

それらの基準は第3.2-32表~第3.2-34表のとおりであり、和歌山県では用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っているが、事業実施想定区域及びその周囲には指定地域はない。

第3.2-32表 特定工場等において発生する騒音の規制基準

| 時間の区分 区域の区分 | 朝<br>(6:00~8:00) | 昼間<br>(8:00~20:00) | タ<br>(20:00~22:00) | 夜間<br>(22:00~6:00) |
|-------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 第1種区域       | 45デシベル           | 50デシベル             | 45デシベル             | 40デシベル             |
| 第2種区域       | 50デシベル           | 55デシベル             | 50デシベル             | 45デシベル             |
| 第3種区域       | 60デシベル           | 65デシベル             | 60デシベル             | 55デシベル             |
| 第4種区域       | 65デシベル           | 70デシベル             | 65デシベル             | 60デシベル             |
| 第5種区域       | 55デシベル           | 65デシベル             | 55デシベル             | 45デシベル             |

- 注:1. 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域及び第5種区域とは、それぞれ次の各号に 掲げる区域をいう。
  - (1) 第1種区域 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域
  - (2) 第2種区域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、 第2種住居地域及び準住居地域並びに騒音規制法第3条第1項の規定に基づく指定地域の存 する市町村の地域のうち、当該指定地域以外の区域
  - (3) 第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
  - (4) 第4種区域 工業地域及び工業専用地域
  - (5) 第5種区域 前各号に規定する区域以外の区域。ただし、知事が関係市町村長の意見を聴いて告示で定める特定の区域については、他の区域について定められている排出基準を適用することができる。
  - 2. 第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50m以内の区域における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

「和歌山県公害防止条例施行規則」(昭和 47 年和歌山県規則第 57 号) 「平成 29 年版 環境公害関係条例・規則集」(和歌山県HP、閲覧:平成 30 年 10 月) 「平成 30 年度版 御坊市の環境」(御坊市HP、閲覧:平成 30 年 10 月) より作成

第3.2-33表 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

| 区分  |       | 基準値        | 作業時刻                 | 作業時間            | 作業日数   | 作業日                    |
|-----|-------|------------|----------------------|-----------------|--------|------------------------|
| V+- | 第1号区域 |            | 午前7時から<br>翌午前7時      | 1日あたり<br>10時間   |        |                        |
| 法   | 第2号区域 | 85<br>デシベル | 午前 10 時から<br>翌午前 6 時 | 1 日あたり<br>14 時間 | 連続6日まで | 日曜日<br>その他の休日<br>でないこと |
| 県条例 | その他   |            | 午前7時から<br>翌午前7時      | 1日あたり<br>10時間   |        |                        |

- 注:指定区域は次に掲げる区域である。
  - 1. 第1号区域は次に掲げる区域である。
    - (1) 第1種区域、第2種区域及び第3種区域
    - (2) 第4種区域のうち次に掲げる施設の周囲おおむね80メートル以内の区域
      - ア 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校
      - イ 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第7条第1項に規定する保育所
      - ウ 医療法 (昭和23年法律第205号) 第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所 のうち患者を入院させるための施設を有するもの
      - エ 図書館法 (昭和25年法律第118号) 第2条第1項に規定する図書館
      - オ 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
      - カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
  - 2. 第2号区域は第1号区域以外の区域
  - 3. 県条例における規制対象地域は、次に掲げるである。
    - (1) 用途地域の定めのある市町村の全域
    - (2) (1)に規定する市町村以外の地域であって、次に掲げる施設の敷地の境界線からおおむね300メートル以内の区域
      - ア 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校。)
      - イ 保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所。)
      - ウ 病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院。)
      - エ 診療所(医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの。)
      - オ 図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館。)
      - カ 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム。)
      - キ 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園。
    - (3) (1)及び(2)に規定する区域のほか、知事が関係市町村長の意見を聴いて、特に騒音又は振動の防止を図る必要があると認めて告示で定める区域

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」 (昭和43年厚生省・建設省告示第1号、最終改正:平成27年4月20日) 「和歌山県公害防止条例施行規則」 (昭和47年和歌山県規則第57号) 「昭和43年厚生省建設省告示第1号の別表第1号に規定する区域の指定」 (平成8年7月19日和歌山県告示第641号) より作成

## 第3.2-34表 自動車騒音の要請限度

| 時                            | 間の区分   | 昼間         | 夜間                |
|------------------------------|--------|------------|-------------------|
| 区域の区分                        | (6     | :00~22:00) | $(22:00\sim6:00)$ |
| a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面す | る区域 (  | 55デシベル     | 55デシベル            |
| a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面す     | る区域 7  | 70デシベル     | 65デシベル            |
| b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面っ     | する区域 , | 75デシベル     | 70デシベル            |
| 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域       | · ·    | 3/ 200/    | 10) 5             |

- 注:1. 幹線交通を担う道路に近接する区域 (2車線以下の道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える 道路の敷地の境界線から20mまで) に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。
  - 2. a 区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第 2種中高層住居専用地域
    - b 区域:第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域
    - c 区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」 (平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正:平成 23 年 11 月 30 日)

「平成 30 年版 環境白書」(和歌山県HP、閲覧:平成 30 年 10 月)

より作成

#### ③ 振動

振動の規制については、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正:平成 26 年 6 月 18 日)及び「和歌山県公害防止条例」(昭和 46 年和歌山県条例第 21 号)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は第 3. 2-35 表~第 3. 2-37 表のとおりである。

和歌山県では用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っているが、事業実施想定区域及びその周囲には指定地域はない。

第3.2-35表 特定工場等において発生する振動の規制基準

| 時間の区分区域の区分     |       | 昼間<br>(8:00~20:00) | 夜間<br>(20:00~8:00) |
|----------------|-------|--------------------|--------------------|
| 第1種区域          |       | 60デシベル             | 55デシベル             |
| 第              | 2種区域  | 65デシベル             | 60デシベル             |
| 目 夕 <i>压</i> I | 第1類区域 | 60デシベル             | 55デシベル             |
| 県条例            | 第2類区域 | 65デシベル             | 60デシベル             |

- 注:1. 第1種区域;第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域。
  - 第2種区域;る近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。
  - 2. この表において、第1種区域(夜間を除く。)又は第2種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50m以内の区域における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。
  - 3. 県条例の第1類区域は第1種区域に加え、用途地域定めのない地域を含む。

「和歌山県公害防止条例施行規則」(昭和47年和歌山県規則第57号)

「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準」(平成22年和歌山県告示第176号)

「平成30年度版 御坊市の環境」 (御坊市田、閲覧:平成30年10月) より作成

第3.2-36表 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

| 区分       |       | 基準値        | 作業時刻                 | 作業時間            | 作業日数   | 作業日                    |
|----------|-------|------------|----------------------|-----------------|--------|------------------------|
| 法        | 第1号区域 |            | 午前7時から<br>翌午前7時      | 1日あたり<br>10時間   |        |                        |
| <b>任</b> | 第2号区域 | 75<br>デシベル | 午前 10 時から<br>翌午前 6 時 | 1 日あたり<br>14 時間 | 連続6日まで | 日曜日<br>その他の休日<br>でないこと |
| 県条例      | その他   |            | 午前7時から<br>翌午前7時      | 1日あたり<br>10時間   |        |                        |

- 注:指定区域は次に掲げる区域である。
  - 1. 第1号区域は次に掲げる区域である。
    - (1) 第1種区域の全域並びに第2種区域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
    - (2) 第2種区域のうち都市計画法第8条第1項の規定により定められた工業地域及び工業専用地域の一部の区域で次に掲げる施設の周囲おおむね80メートル以内の区域
      - ア 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校
      - イ 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第7条第1項に規定する保育所
      - ウ 医療法 (昭和23年法律第205号) 第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所 のうち患者を入院させるための施設を有するもの
      - エ 図書館法 (昭和25年法律第118号) 第2条第1項に規定する図書館
      - オ 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
      - カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
  - 2. 第2号区域は指定地域のうち第1号区域以外の区域
  - 3. 県条例における規制対象地域は、次に掲げる区域である。
    - (1) 用途地域の定めのある市町村の全域
    - (2) (1)に規定する市町村以外の地域であって、次に掲げる施設の敷地の境界線からおおむね300メートル以内の区域
      - ア 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校。)
      - イ 保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所。)
      - ウ 病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院。)
      - エ 診療所(医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの。)
      - オ 図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館。)
      - カ 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム。)
      - キ 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園。
    - (3) (1)及び(2)に規定する区域のほか、知事が関係市町村長の意見を聴いて、特に騒音又は振動の防止を図る必要があると認めて告示で定める区域

「振動規制法施行規則」

(昭和51年総理府令第58号、最終改正:平成27年4月20日) 「和歌山県公害防止条例施行規則」(昭和47年和歌山県規則第57号) 「振動規制法施行規則別表第1の付表第1号に規定する区域の指定」 (平成8年7月19日和歌山県告示第644号) より作成

#### 第3.2-37表 道路交通振動の要請限度

| 時間の区分 | 昼間<br>(8:00~20:00) | 夜間<br>(20:00~8:00) |
|-------|--------------------|--------------------|
| 第1種区域 | 65デシベル             | 60デシベル             |
| 第2種区域 | 70デシベル             | 65デシベル             |

[「振動規制法施行規則」(昭和51年法律第58号、最終改正:平成27年4月20日)より作成〕

## ④ 水質汚濁

水質については、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号、最終改正:平成 29 年 6 月 2 日)に基づき規制が行われており、全国一律の排水基準(有害物質 28 物質、生活環境 15 項目)は第 3. 2-38 表に示すとおりである。

また、和歌山県においては、「水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例」(昭和47年和歌山県条例第33号、最終改正:平成29年3月23日)により上乗せ排水基準が定められており、事業実施想定区域及びその周囲の日高町の地先海域及びこれに流入する公共用水域は第3区水域に、日高川及びこれに流入する公共用水域は第2区水域に指定されている。

なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

第3.2-38表(1) 水質汚濁に係る一律排水基準(健康項目)

| 有害物質の種類                                     | 許容限度                        |
|---|-----------------------------|
| カドミウム及びその化合物                                | 0.03mgCd/L                  |
| シアン化合物                                      | 1 mgCN/L                    |
| 有機燐化合物<br>(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。) | 1 mg/L                      |
| 鉛及びその化合物                                    | 0.1mgPb/L                   |
| 六価クロム化合物                                    | 0.5mgCr(VI)/L               |
| 砒素及びその化合物                                   | 0.1mgAs/L                   |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物                         | 0.005mgHg/L                 |
| アルキル水銀化合物                                   | 検出されないこと                    |
| ポリ塩化ビフェニル                                   | 0.003mg/L                   |
| トリクロロエチレン                                   | 0.1mg/L                     |
| テトラクロロエチレン                                  | 0.1mg/L                     |
| ジクロロメタン                                     | 0.2mg/L                     |
| 四塩化炭素                                       | 0.02mg/L                    |
| 1, 2-ジクロロエタン                                | 0.04mg/L                    |
| 1, 1-ジクロロエチレン                               | 1 mg/L                      |
| シスー1, 2-ジクロロエチレン                            | 0.4mg/L                     |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン                            | 3mg/L                       |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン                            | 0.06mg/L                    |
| 1, 3-ジクロロプロペン                               | 0.02mg/L                    |
| チウラム  | 0.06mg/L                    |
| シマジン  | 0.03mg/L                    |
| チオベンカルブ                                     | 0.2mg/L                     |
| ベンゼン  | 0.1mg/L                     |
| セレン及びその化合物                                  | 0.1mgSe/L                   |
| ほう素及びその化合物                                  | 海域以外 10mgB/L<br>海域 230mgB/L |
| ふっ素及びその化合物                                  | 海域以外 8mg/L<br>海域 15mg/L     |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物               | (※) 100mg/L                 |
| 1, 4-ジオキサン                                  | 0. 5mg/L                    |

#### 〔備考〕

- 1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際、現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

注: (※) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

[「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号、最終改正:平成28年6月16日)より作成〕

第3.2-38表(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(生活環境項目)

| 項目                         | 水質汚濁防止法                    |
|----------------------------|----------------------------|
| 水素イオン濃度 (pH)               | 海域以外 5.8~8.6<br>海域 5.0~9.0 |
| 生物化学的酸素要求量(BOD)            | 160mg/L (日間平均 120mg/L)     |
| 化学的酸素要求量(COD)              | 160mg/L (日間平均 120mg/L)     |
| 浮遊物質量(SS)                  | 200mg/L (日間平均 150mg)       |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)    | 5mg/L                      |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) | 30mg/L                     |
| フェノール類含有量                  | 5mg/L                      |
| 銅含有量                       | 3mg/L                      |
| 亜鉛含有量                      | 2mg/L                      |
| 溶解性鉄含有量                    | 10mg/L                     |
| 溶解性マンガン含有量                 | 10mg/L                     |
| クロム含有量                     | 2mg/L                      |
| 大腸菌群数                      | 日間平均 3,000個/cm³            |
| 窒素含有量                      | 120mg/L (日間平均 60mg/L)      |
| 燐含有量                       | 16mg/L(日間平均 8mg/L)         |

#### [備考]

- 1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を鍛採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム 含有量についての排水基準は水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に闘する法律施 行令の一部を改正する政令の施行(昭和49年12月1日)の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については当分の間、適用しない。
- 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1Lにつき 9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- ※「環境大臣が定める湖沼」昭和 60 年環境庁告示第 27 号 (窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼)
  - 「環境大臣が定める海域」平成 5 年環境庁告示第 67 号 (窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域)

[「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号、最終改正:平成28年6月16日)より作成 〕

#### ⑤ 悪臭

和歌山県では、和歌山市、海南市及び有田市の3市において、「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号、最終改正:平成23年12月14日)に基づく規制地域の指定が行われている。

規制地域以外の地域については、「和歌山県公害防止条例」(昭和 46 年条例第 21 号)に基づき、第 3.2-39 表及び第 3.2-40 表のとおり、工場・事業場の監視と指導が行われている。なお、本事業は特定施設に該当しない。

## 第3.2-39表 悪臭に係る排出基準

和歌山県公害防止条例に基づく悪臭に係る排出基準

悪臭防止法第3条の規定により指定された規制地域以外の地域に係る悪臭の排出の基準は、工場又は事業場の周辺の人の多数が著しく不快を感ずると認められる程度とする。

〔「和歌山県公害防止条例施行規則」(昭和47年和歌山県規則第57号)より作成〕

第3.2-40表 悪臭に係る特定施設

| 項 | 施設の種類                | 規模又は能力                       |
|---|----------------------|------------------------------|
| 1 | 飼料又は肥料(化学肥料を除く。)の    |                              |
|   | 製造及び配合の用に供するもの       |                              |
|   | (1) 原料置場             | 置場の面積が 6.6m²以上であること。         |
|   | (2) 蒸解施設             | 処理能力が1日当たり 500kg以上であること。     |
|   | (3) 乾燥施設             | 処理能力が1日当たり 250kg以上であること。     |
|   | (4) 粉砕施設             | 処理能力が1日当たり 100kg以上であること。     |
| 2 | 鶏ふんの処理の用に供するもの       |                              |
|   | (1) 乾燥施設             | 指定区域内で鶏ふんを乾燥するものであること。       |
| 3 | 動物の飼料又は収容の用に供するもの    |                              |
|   | (1) 飼料調理施設 (加熱処理をするも | 豚(生後 6 箇月未満のものを除く)50 頭以上又は   |
|   | のに限る。)               | 鶏(30 日未満のひなを除く。)5,000 羽以上の飼料 |
|   |                      | を加熱するものであること。                |
| 4 | 酵素剤の製造の用に供するもの       |                              |
|   | (1) 乾燥施設             | 1回の乾燥仕上量の能力が200kg以上であること。    |
| 5 | アクリル樹脂の製造若しくは加工の用    |                              |
|   | に供するもの               |                              |
|   | (1) 貯蔵施設             | 収容能力が500L以上であること。            |
| 6 | 塗装の用に供するもの           |                              |
|   | (1) 吹付施設             | 塗料並びに溶剤の使用量が 1 時間当たり 3L以上で   |
|   |                      | あること                         |
| 7 | その他知事が必要と認めて指定する悪    |                              |
|   | 臭を発生する施設             |                              |

#### [備考]

次に揚げるものを除く。

- (1) 実験の用に供するもの(ただし、工業化のためのテストプラントを除く。)
- (2) 移動式のもの
- (3) 悪臭防止法第3条の規定により指定された規制地域内に設置されるもの

注:指定区域とは、「化製場等に関する法律」(昭和 23 年法律第 140 号)第 9 条第 1 項の規定により知事が指定する区域。

〔「和歌山県公害防止条例規則」(昭和47年和歌山県規則第57号)より作成〕

#### ⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号、最終改正:平成 29 年 5 月 19 日)に基づく区域の指定に係る基準は第 3.2-41 表のとおりである。「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等一覧」(環境省HP、閲覧:平成 30 年 10 月)によると、平成 30 年 9 月 30 日 現在、御坊市、日高町及び美浜町において土壌汚染対策法に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、和歌山県において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年法律第 139 号、最終改正:平成 23 年 8 月 30 日)に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

第3.2-41表(1) 区域の指定に係る基準(土壌溶出量基準)

| 特定有害物質の種類                        | 要件  |
|----------------------------------|---|
| カドミウム及びその化合物                     | 検液1 Lにつきカドミウム0.01mg以下であること。                 |
| 六価クロム化合物                         | 検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること。                  |
| クロロエチレン (別名塩化ビ<br>ニル又は塩化ビニルモノマー) | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。                      |
| シマジン                             | 検液1Lにつき0.003mg以下であること。                      |
| シアン化合物                           | 検液中にシアンが検出されないこと                            |
| チオベンカルブ                          | 検液1 Lにつき 0.02mg以下であること。                     |
| 四塩化炭素                            | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。                      |
| 1,2-ジクロロエタン                      | 検液1 Lにつき 0.004mg以下であること。                    |
| 1,1-ジクロロエチレン                     | 検液1 Lにつき 0.1mg以下であること。                      |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン                 | 検液1Lにつき 0.04mg以下であること。                      |
| 1, 3-ジクロロプロペン                    | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。                      |
| ジクロロメタン                          | 検液1Lにつき 0.02mg以下であること。                      |
| 水銀及びその化合物                        | 検液1Lにつき0.0005mg以下であり、かつアルキル水銀<br>が検出されないこと。 |
| セレン及びその化合物                       | 検液1Lにつきセレン 0.01mg以下であること。                   |
| テトラクロロエチレン                       | 検液1Lにつき 0.01mg以下であること。                      |
| チウラム                             | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。                      |
| 1,1,1-トリクロロエタン                   | 検液1Lにつき1mg以下であること。                          |
| 1,1,2-トリクロロエタン                   | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。                      |
| トリクロロエチレン                        | 検液1Lにつき0.03mg以下であること。                       |
| 鉛及びその化合物                         | 検液1Lにつき鉛 0.01mg以下であること。                     |
| 砒素及びその化合物                        | 検液1 Lにつき砒素 0.01mg以下であること。                   |
| ふっ素及びその化合物                       | 検液1 Lにつきふっ素 0.8mg以下であること。                   |
| ベンゼン                             | 検液1 Lにつき 0.01mg以下であること。                     |
| ほう素及びその化合物                       | 検液1Lにつきほう素1mg以下であること。                       |
| ポリ塩化ビフェニル                        | 検液中に検出されないこと。                               |
| 有機りん化合物                          | 検液中に検出されないこと。                               |

「土壤汚染対策法施行規則」

(平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正:平成 29 年 12 月 27 日) より作成

第3.2-41表(2) 区域の指定に係る基準(土壌含有量基準)

| 特定有害物質の種類    | 要件                         |
|--------------|----------------------------|
| カドミウム及びその化合物 | 土壌1kgにつきカドミウム150mg以下であること。 |
| 六価クロム化合物     | 土壌1kgにつき六価クロム250mg以下であること。 |
| シアン化合物       | 土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること。  |
| 水銀及びその化合物    | 土壌1kgにつき水銀15mg以下であること。     |
| セレン及びその化合物   | 土壌1kgにつきセレン150mg以下であること。   |
| 鉛及びその化合物     | 土壌1kgにつき鉛150mg以下であること。     |
| 砒素及びその化合物    | 土壌1kgにつき砒素150mg以下であること。    |
| ふっ素及びその化合物   | 土壌1kgにつきふっ素4,000mg以下であること。 |
| ほう素及びその化合物   | 土壌1kgにつきほう素4,000mg以下であること。 |

「土壌汚染対策法施行規則」

(平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正:平成 29 年 12 月 27 日) より作成

#### ⑦ 地盤沈下

地盤沈下については、「平成 28 年度 全国の地盤沈下地域の概況」(環境省 水・大気環境局、平成 30 年)によると、和歌山県において、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号、最終改正:平成 26 年 6 月 13 日)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号、最終改正:平成 12 年 5 月 31 日)に基づく規制地域の指定はない。

#### ⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号、 最終改正:平成29年6月16日)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平 成12年法律第104号、最終改正:平成26年6月4日)により、事業活動等に伴って発生した 廃棄物(石綿等含有廃建材を含む)は事業者自らの責任において適正に処理することが定めら れている。

#### ⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(昭和54年法律第49号、最終改正:平成27年9月9日)で、特定事業者(設置しているすべての工場等の年間エネルギー使用量の合計が原油換算で1,500kL以上であり国が指定した事業者)に二酸化炭素の排出量を経済産業局及び事業所管省庁に定期報告することが義務付けられているほか、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号、最終改正:平成28年5月27日)では、特定排出者※は温室効果ガスの排出量等を事業所管大臣に報告することが義務付けられている。

また、和歌山県では、「和歌山県地球温暖化対策条例」(平成 19 年和歌山県条例第 16 号)に基づき、二酸化炭素の排出量が相当程度多い事業者に対し、温室効果ガス排出抑制計画書の作成、提出を義務付けている。

※特定排出者:全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kL/年以上となる事業者、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」で特定荷主及び特定輸送事業者に指定されている事業者、事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上であり温室効果ガスの種類ごとに全ての事業所の排出量合計がCO<sub>2</sub>換算で、3,000 t 以上となる事業者のことをいう。

#### (3) その他の環境保全計画等

#### ① 和歌山県環境基本条例

和歌山県の環境行政の基本的方向については、「和歌山県環境基本条例」(平成 9 年和歌山 県条例第 41 号)において定められている。

本条例は、環境の保全に関する基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されたものである。

また、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定及び実行するために、第3.2-42表のとおり、環境の保全についての基本理念が定められている。

第3.2-42表 「和歌山県環境基本条例」の基本理念

|   | 基本理念  |  |  |  |  |
|---|---|--|--|--|--|
| 1 | 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが県民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、その環境を将来にわたって維持するように適切に行われなければならない。                       |  |  |  |  |
| 2 | 環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持するとともに、環境に適切に働きかけ、その賢明な利用を図りながら、自然と人との豊かな触れ合いを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように適切に行われなければならない。                                      |  |  |  |  |
| 3 | 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築することを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障を未然に防ぐことを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。 |  |  |  |  |
| 4 | 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって<br>確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生<br>活において積極的に推進されなければならない。                                      |  |  |  |  |

〔「和歌山県環境基本条例」(平成9年和歌山県条例第41号)より作成〕

## ② 和歌山県環境基本計画

和歌山県では、平成9年に制定された「和歌山県環境基本条例」(平成9年和歌山県条例第41号)に基づき、第1次環境基本計画を平成12年に、第2次環境基本計画を平成17年に、第3次環境基本計画を平成23年に策定してきた。一方で、個別法令等に基づき分野別の計画が策定され、それぞれの分野での取組が進められている状況を受け、「取組の必要性と目指す方向」と「分野別の計画との役割分担」を明確にするために、平成28年3月に「第4次和歌山県環境基本計画」(和歌山県、平成28年)が策定されている。

「第4次和歌山県環境基本計画」の概要は、第3.2-43表のとおりである。

第3.2-43表 「第4次和歌山県環境基本計画」の概要

|         | 項目        | 概要  |
|---------|-----------|---|
| 将来像     |           | 健全で恵み豊かな本県の環境が保全されるとともに、それらを通じて県民1<br>人1人が幸せを感じる生活を享受でき、将来の世代にも継承することが出来<br>る社会 ~持続可能な社会「将来にわたり住みよい環境わかやま」~                               |
| 基本計画の期間 |           | 基本計画の期間は 2016 (平成 28) 年 4 月~2021 (平成 33) 年 3 月 (5 カ年)<br>とする。   |
| 取       | 低炭素社会の構築  | ・省エネルギーと再生可能エネルギー導入促進 ・森林吸収源対策 ・エネルギー消費の少ないコンパクトでスマートなまちづくり ・運輸部門での対策 ・フロン漏洩対策 ・温暖化への適応策の検討   |
| 組の方向    | 循環型社会の構築  | ・3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進<br>・適正処理の推進<br>・不適正処理(不法投棄)対策<br>・災害廃棄物対策  |
|         | 自然共生社会の構築 | <ul><li>・生物多様性の保全についての普及・啓発</li><li>・人工林の適切な管理や自然林への転換</li><li>・里地・里山の適切な保全</li><li>・外来種対策や獣害対策</li><li>・都市の景観や、歴史的・文化的資源の保全と活用</li></ul> |

[「第4次和歌山県環境基本計画」(和歌山県、平成28年)より作成]

## ③ 御坊市総合計画

御坊市では昭和55年度より総合計画を策定し、平成24年1月には「人と自然と産業が調和しまちが輝き笑顔あふれる元気な御坊」を将来像とした「第4次御坊市総合計画」を策定している。

「第4次御坊市総合計画」の概要は、第3.2-44表のとおりである。

第3.2-44表 「第4次御坊市総合計画」の概要

| 計画         | 概要                                      |
|------------|---|
| 基本構想       | 本市の将来像を示し、まちづくりの方向を示すものである。             |
|            | 計画期間:平成23年度から平成32年度までの10年間。             |
| 基本計画       | 将来像を実現するため、基本構想に掲げるまちづくりの基本方向に基づき実施する施策 |
|            | の体系を示すものである。なお、基本計画は社会・経済情勢の変化に対応するため、必 |
|            | 要に応じて見直すものとする。                          |
| 事業計画       | 計画的で効率的な行政運営を図るため、基本計画に掲げる施策について、具体的な事業 |
|            | を示すものである。                               |
|            | 前期計画期間:平成23年度から平成27年度まで                 |
|            | 後期計画期間:平成28年度から平成32年度まで                 |
| 実施計画       | 原則として事業計画で採択された事業について、その効果や緊急性・重要性・必要性及 |
|            | び財政状況などを考慮し、向こう3ヶ年に実施する事業を示すものである。      |
| 将来像        | 『人と自然と産業が調和し、まちが輝き笑顔あふれる 元気な御坊』         |
| まちづくりの基本方向 | 夢にあふれる輝く人を育むまち <教育・文化の振興>               |
|            | ・未来を支える人づくり                             |
|            | ・子供を育む地域社会づくり                           |
|            | ・生涯学習の振興                                |
|            | ・生涯スポーツの振興                              |
|            | ・芸術・文化の振興                               |
|            | 明るくすこやかに暮らせるまち <福祉・保健・医療の充実>            |
|            | ・人権尊重のまちづくり                             |
|            | ・地域福祉の充実                                |
|            | ・子育て環境の整備                               |
|            | ・高齢者福祉の充実                               |
|            | ・障害者福祉の充実                               |
|            | ・健康づくりと保健医療の充実                          |
|            | 環境にやさしく安心して暮らせるまち <市民安全の確保と生活環境の充実>     |
|            | ・防災・消防体制の充実                             |
|            | ・安全な暮らしの確保                              |
|            | ・循環型社会の構築                               |
|            | にぎわいと豊かさを創りだすまち <産業の振興>                 |
|            | ・農業の振興                                  |
|            | ・水産業の振興                                 |
|            | ・工業の振興                                  |
|            | ・商業の振興                                  |
|            | ・観光の振興                                  |
|            | 快適な暮らしと交流が生まれるまち <都市基盤の整備>              |
|            | ・計画的な都市空間の整備                            |
|            | ・暮らしの基盤整備                               |
|            | ・交通ネットワークの整備                            |
| 計画実現のために   | ・市民と行政の協働によるまちづくり                       |
|            | ・多様な連携と交流によるまちづくり                       |
|            | ・持続可能な行財政運営の推進                          |

〔「第4次御坊市総合計画」(御坊市、平成24年)より作成〕

## ④ 日高町総合計画

日高町では、21 世紀を迎えたあるべき姿を展望し、町民・事業所・行政が一体となって取り組むべきまちづくりの共通目標であり、町の新たな経営指針として、「第五次日高町長期総合計画」(和歌山県日高町HP、閲覧:平成30年10月)を策定している。

「第五次日高町長期総合計画」の概要は、第3.2-45表のとおりである。

第3.2-45表 「第五次日高町長期総合計画」の概要

| 項目         | 概要   |
|------------|--|
| 計画期間       | 平成 23 年度 (2011 年度) ~平成 32 年度 (2020 年度) の 10 年間   |
| まちづくりの基本理念 | 定住の地として選ばれるまちづくり 生活者の視点を重視し、"住みやすいまち"としての さらなる質の向上を進め、ずっと住み続けたくなる、移り住みたくなる、 定住の地として選ばれるまちづくりを進める。 活力とにぎわいを生み出すまちづくり 基幹産業である農水産業と観光・交流を中心に、 豊かで、活力あるまちづくり、 多くの人や物が集うにぎわいあふれるまちづくりを進める。  町民と行政との協働のまちづくり 町民と行政との協働を制を確立し、知恵と力を合わせた 協働のまちづくりを進めるとともに、これを原動力に、 地域主権の時代にふさわしい自立したまちづくりを進める。 |
| 将来像        | 海と緑と人が結び合う笑顔あふれる定住拠点・ひだか   |
| まちづくり方向    | 将来像の実現に向け、まちづくりの政策体系  1. 健康で安心して暮らせるひだか  2. 美しく快適で安全なひだか  3. 豊かでにぎわいあふれるひだか  4. 人が輝き文化がかおるひだか  5. 発展への基盤が整ったひだか  6. ともに生き、ともにつくるひだか  |

[「第五次日高町長期総合計画」(和歌山県日高町HP、閲覧:平成30年10月)より作成]

#### ⑤ 美浜町総合計画

美浜町では、長期的な行政運営の総合的指針として、これまで4次にわたり「美浜町長期総合計画」を策定し、今後の目指すまちの姿とその実現に向けた考え方・方策を示すとともに、計画的・総合的かつ持続的な行政運営を推進するために、新たな総合指針として平成28年3月に「第5次美浜町長期総合計画」を策定している。

「第5次美浜町長期総合計画」の概要は、第3.2-46表のとおりである。

第3.2-46表 「第5次美浜町長期総合計画」の概要

| 構成   | 概要  |
|------|---|
| 基本構想 | ・行政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、美浜町の長期的視点からの将来ビジョン及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするもの。<br>・「基本構想」の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とする。   |
| 基本計画 | ・「基本構想」に掲げる将来ビジョンを実現するため、美浜町が今後 10 年間で取り組むべき主な施策等について、その展開の考え方等を示すもの。 ・より実効性のある計画とするため、可能な限り具体的な目標・指標を設定する。 ・基本計画は、長期的視点に立った「基本構想」の実現を中期的視点から具体化するため、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間を計画期間とする「前期基本計画」及び平成 28 年度から平成 32 年度を計画期間とする「後期基本計画」によるものとする。    |
| 実施計画 | <ul> <li>「基本計画」に示された主な施策等の実現に向け、具体的な実施事業を明らかにするもので、美浜町における毎年度の予算編成・組織機構・人事計画などの基本方針となるもの。</li> <li>「基本計画」に掲げられた施策の実効性を担保するため、財政計画との整合を図り、可能な限り具体的な事業内容・財源・時期などを示す。</li> <li>・計画期間は3年間とし、毎年度の事業の評価・検証を行いながら見直しするローリング方式により事業の進行管理を行う。</li> </ul> |

「第5次美浜町長期総合計画(後期基本計画)」(和歌山県美浜町、平成28年) より作成

## 2. 自然関係法令等

## (1)自然保護関係

## ① 自然公園法に基づく自然公園

事業実施想定区域及びその周囲における「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号、最終改正: 平成 26 年 6 月 13 日)に基づく自然公園の指定状況は、第 3.2-47 表及び第 3.2-10 図のとおりであり、「白崎海岸県立自然公園」及び「煙樹海岸県立自然公園」が指定されている。なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

第3.2-47表 自然公園の指定状況

| 名称<br>(指定年月日)                   | 面積      | 概要   | 関係<br>市町村         |
|---------------------------------|---------|--|-------------------|
| 白崎海岸県立自然公園<br>(昭和33年7月10日)      | 231ha   | 白崎海岸は、日本の渚百選に選ばれ、海面に突出した白亜の巨大な石灰岩の岬と、紺碧の海のコントラストが特異な景観を成している。周辺にはダイビング施設やキャンプ場が整備されており、多くの利用者で賑わっており、ウミネコの繁殖地としても有名である。その他の特徴的なものとして、戸津井に鍾乳洞があり、地底探索を楽しみながら天井や壁に形成された鍾乳石を観察できる。  | 由良町               |
| 煙樹海岸県立自然公園<br>(昭和 29 年 7 月 6 日) | 1,027ha | クロマツの松原の彼方に白波が煙っている様から名付けられた煙樹ヶ浜は、長さ 4.6km、幅 500m と近畿最大の規模を誇っており、白砂青松の景観は古来より人々に親しまれている。<br>県内最大の汽水性の湿原として有名である阿尾湿地は、トンボ類の宝庫、渡り鳥の中継地としても知られている。<br>王子川周辺にはハマボウ群落が見られ、毎年 7月中旬頃にはハイビスカスに似た可憐な黄色い花を咲かせる。<br>また、美浜町の潮吹岩は、満潮時や波の高い時に岩の隙間から海水が噴き出し、その高さは 15mにも達する。 | 御坊市<br>日高町<br>美浜町 |

[「和歌山県の自然公園」(和歌山県HP、閲覧:平成30年10月)より作成]



第3.2-10図 自然公園の指定状況

## ② 自然環境保全法及び和歌山県自然環境保全条例により指定される保全地域

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号、最終改正:平成 26 年 6 月 13 日)及び「和歌山県自然環境保全条例」(昭和 47 年和歌山県条例第 38 号)に基づく指定区域はない。

## ③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」 (平成4年条約第7号)の第11条2の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域はない。

#### ④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号、最終改正: 平成 29 年 5 月 12 日)の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

## ⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等

事業実施想定区域及びその周囲における「烏獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 (平成 14 年法律第 88 号、最終改正:平成 27 年 3 月 31 日)に基づく鳥獣保護区等の指定状況は、第 3.2-48 表及び第 3.2-11 図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に鳥獣保護区が存在している。

| 名称        | 区分  | 面積(ha) | 期限                |
|-----------|-----|--------|-------------------|
| 日高鳥獣保護区   | 県指定 | 143. 7 | 平成 35 年 10 月 31 日 |
| 阿尾鳥獣保護区   | 県指定 | 63. 0  | 平成 31 年 10 月 31 日 |
| 美浜鳥獣保護区   | 県指定 | 364. 0 | 平成 40 年 10 月 31 日 |
| 煙樹ヶ浜鳥獣保護区 | 県指定 | 150. 0 | 平成 35 年 10 月 31 日 |
| 矢田鳥獣保護区   | 県指定 | 171. 0 | 平成 40 年 10 月 31 日 |
| 栗屋谷鳥獣保護区  | 県指定 | 15. 0  | 平成 34 年 10 月 31 日 |

第3.2-48表 鳥獣保護区の指定状況

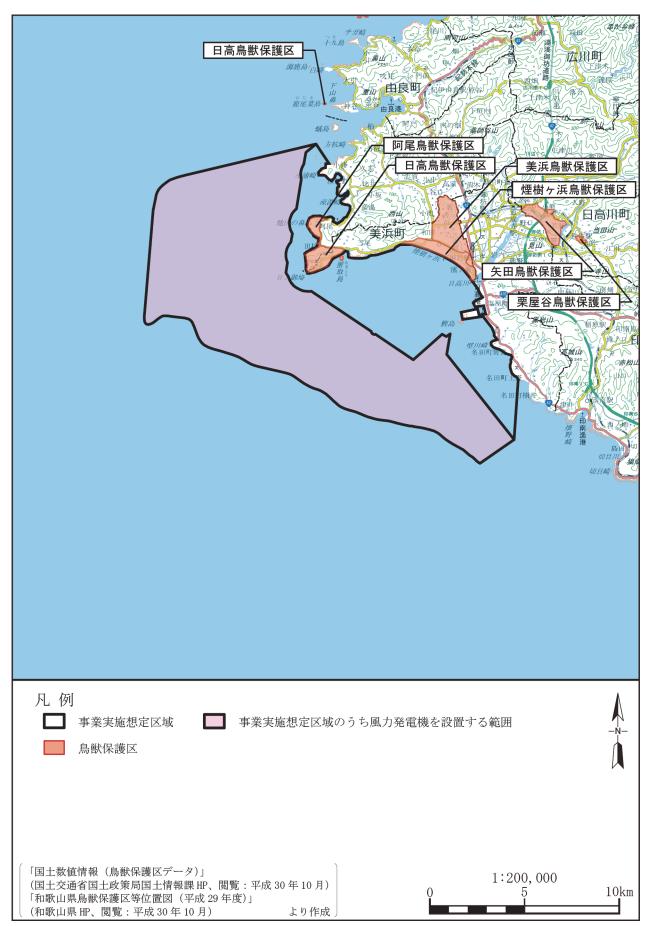
[「和歌山県鳥獣保護区等位置図(平成30年度)」(和歌山県HP、閲覧:平成30年10月)より作成]

## ⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

事業実施想定区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する 法律」(平成4年法律第75号、最終改正:平成29年6月2日)に基づく生息地等保護区は ない。

## ⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年条約第28号、最終改正:平成6年4月29日)に基づく湿地の区域はない。



第3.2-11図 鳥獣保護区等の指定状況

## (2) 史跡・名勝・天然記念物

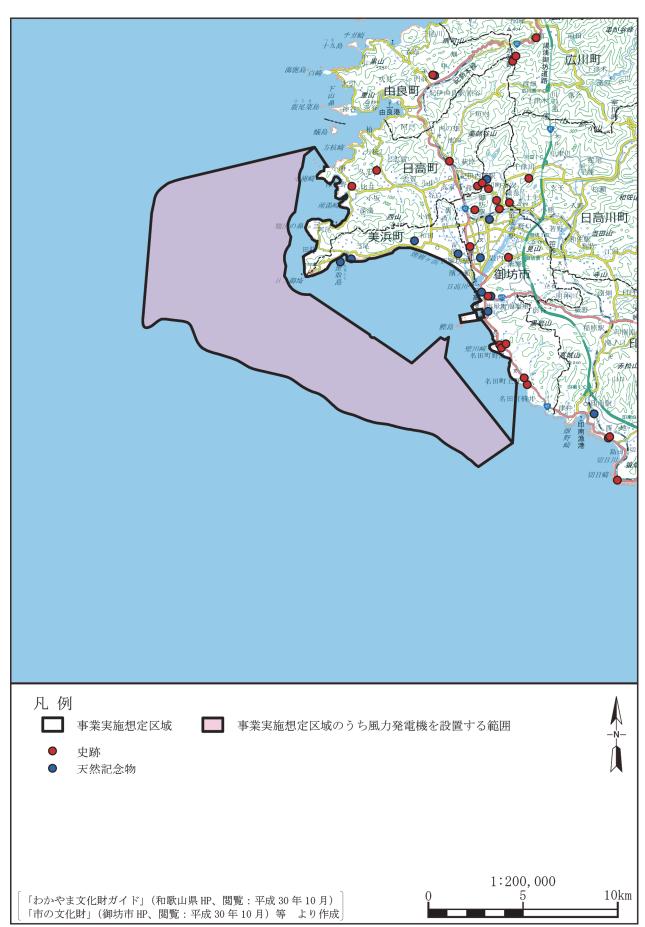
事業実施想定区域及びその周囲における「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正: 平成 26 年 6 月 13 日)等に基づく史跡・名勝・天然記念物の状況は第 3.2-49 表及び第 3.2-12 図のとおりである。事業実施想定区域内には史跡・名勝・天然記念物は存在しない。

また、事業実施想定区域及びその周囲における、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は第 3.2-13 図のとおりである。事業実施想定区域内には埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

第3.2-49表 史跡・名勝・天然記念物の状況

| 指定<br>区分 | 種別      | 名称                       | 所在地                                     |
|----------|---------|--------------------------|---|
|          |         | 河瀬王子跡 (熊野参詣道紀伊路)         | 有田郡広川町前田                                |
|          | 史跡      | 鹿ヶ瀬峠(熊野参詣道紀伊路)           | 有田郡広川町                                  |
|          | 24.7.   | 道成寺境内                    | 御坊市藤田町、日高川町                             |
|          | 天然記念物   | ヤマネ                      | 本州・四国・九州                                |
| 玉        |         | 紀州犬                      | 和歌山県・三重県                                |
|          |         | 門前の大岩                    | 日高郡由良町門前                                |
|          | 特別天然記念物 | カモシカ                     | 青森県ほか 29 都府県                            |
|          |         |                          | 岐阜県・岡山県・広島県・島根県・鳥取県・                    |
|          |         | オオサンショウウオ                | 大分県ほか 11 府県                             |
|          |         | 鹿ヶ瀬峠                     | 有田郡広川町河瀬・日高郡日高町原谷                       |
|          |         | 若一王子神社境内(熊野参詣道紀伊<br>路)   | 日高郡日高町比井                                |
|          |         | 切目王子跡                    | 日高郡印南町西ノ地                               |
|          |         | 切目崎塚穴                    | 日高郡印南町島田                                |
|          |         | 尊光寺                      | 日高郡日高川町千津川                              |
|          | 史跡      | 徳本上人誕生遺跡                 | 日高郡日高町志賀                                |
|          |         | 仏井戸・上野王子旧地(熊野参詣道<br>紀伊路) | 御坊市名田町上野                                |
|          |         | 辨財天山古墳                   | 日高郡日高町荊木                                |
|          |         | 向山古墳                     | 日高郡日高町荊木                                |
| 県        |         | 高家王子跡                    | 日高郡日高町萩原                                |
| 乐        |         | 塩屋王子跡                    | 御坊市塩屋町                                  |
|          |         | 岩内古墳群                    | 御坊市岩内                                   |
|          |         | <b>1</b>                 | 御坊市湯川町丸山字古池谷、字斎谷                        |
|          |         | 姥目の老樹                    | 日高郡美浜町和田                                |
|          |         | 海猫および海猫蕃殖地 弁天島           | 日高郡美浜町西浜海岸                              |
|          |         | 松原王子神社の社業                | 日高郡美浜町吉原                                |
|          | 天然記念物   | 龍王神社のアコウ                 | 日高郡美浜町三尾                                |
|          |         | 光専寺の柏槙                   | 御坊市塩屋町南塩屋                               |
|          |         | 日高別院の公孫樹                 | 御坊市御坊                                   |
|          |         | 切目神社のほるとのき               | 日高郡印南町西ノ地                               |
|          |         | 東光寺のナギ                   | 日高郡印南町印南                                |
|          |         | 東元寺のテキ<br>  愛徳山王子跡       | 日南和日南町日南<br>  御坊市藤田町吉田                  |
|          | 史跡      | 海士王子跡                    | 御坊市藤田町吉田                                |
|          |         |                          | 御坊市名田町野島                                |
|          |         |                          |   |
|          |         | 広畑 2 号古墳                 | 御坊市名田町野島<br>御坊市名田町野島                    |
|          |         | 秋葉山古墳                    | 112111111111111111111111111111111111111 |
| 市        |         | 小竹八幡宮旧跡(通称元宮)            | 御坊市薗                                    |
|          |         | 上野王子跡                    | 御坊市名田町上野                                |
|          |         | 善童子王子跡                   | 御坊市湯川町富安                                |
|          | 天然記念物   | ハマボウ(浜朴)の群生              | 御坊市塩屋町北塩屋                               |
|          |         | 塩屋王子神社の社叢                | 御坊市塩屋町北塩屋(塩屋王子神社)                       |
|          |         | 古田春三家の屋敷林                | 御坊市湯川町富安                                |
|          |         | 樟<br>  「わかやま文化財ガイド」 (₹   | 御坊市湯川町小松原(湯川神社境内地)                      |

「わかやま文化財ガイド」(和歌山県HP、閲覧:平成30年10月) 「市の文化財」(御坊市HP、閲覧:平成30年10月) より作成



第3.2-12図 史跡・名勝・天然記念物の状況



第3.2-13図 埋蔵文化財包蔵地の状況

#### (3) 景観保全関係

#### ① 景観計画区域

事業実施想定区域及びその周囲における「景観法」 (平成 16 年法律第 110 号、最終改正:平成 29 年 5 月 12 日) 第 8 条の規定に定められた景観計画区域について、御坊市、日高町及び美浜町は和歌山県の景観計画区域に指定されている。

#### ② 風致地区

御坊市、日高町及び美浜町には「都市計画法」 (昭和 43 年法律第 100 号、最終改正:平成 29 年 6 月 2 日) により指定された風致地区は存在しない。

## (4) 国土防災関係

#### ① 森林法に基づく保安林

事業実施想定区域及びその周囲における「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号、最終改正:平成 29 年 6 月 2 日)に基づく保安林の指定状況は第 3.2-14 図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に保安林が存在している。

#### ② 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施想定区域及びその周囲における「砂防法」 (明治 30 年法律第 29 号、最終改正:平成 25 年 11 月 22 日) に基づく砂防指定地は第 3.2-15 図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に砂防指定地が存在している。

#### ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

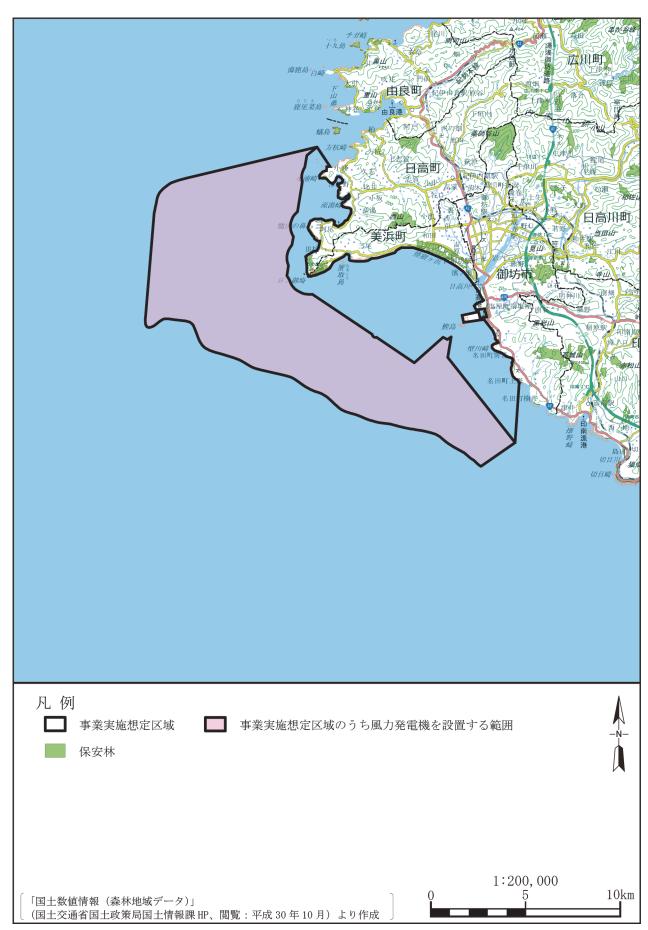
事業実施想定区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律J」 (昭和44年法律第57号、最終改正:平成17年7月6日)に基づく急傾斜地崩壊危険区域は第3.2-15図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。

#### ④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業実施想定区域及びその周囲における「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号、最終改正:平成 29 年 6 月 2 日)に基づく地すべり防止区域は第 3.2-15 図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に地すべり防止区域が存在している。

#### ⑤ 海岸法に基づく海岸保全区域

事業実施想定区域及びその周囲における「海岸法」 (昭和31年法律第101号、最終改正:平成29年6月2日) に基づく海岸保全区域は第3.2-15図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に海岸保全区域が存在している。



第 3.2-14 図 保安林の指定状況



第 3. 2-15 図 砂防指定地等の状況

# (5) 自然関係法令等による地域指定の状況

自然関係法令等による地域指定の状況をまとめると第3.2-50表のとおりである。

第3.2-50表 自然関係法令等による地域指定の状況

| 区                   | 地域・地区等              |      | 指定等の有無          |          |  |  |  |  |
|---------------------|---------------------|------|-----------------|----------|--|--|--|--|
| 分                   |                     |      | 事業実施想定区域<br>の周囲 | 事業実施想定区域 | 法令等                                    |  |  |  |
| 自然保護                | 国立公園                |      | ×               | ×        | 自然公園法                                  |  |  |  |
|                     | 国定公園                |      | ×               | ×        |  |  |  |  |
|                     | 県立自然公園              |      | 0               | 0        | 和歌山県立自然公園条例                            |  |  |  |
|                     | 原生自然環境保全地域          |      | ×               | ×        | 自然環境保全法                                |  |  |  |
|                     | 自然環境保全地域            |      | ×               | ×        |  |  |  |  |
|                     | 県自然環境保全地域           |      | ×               | ×        | 和歌山県自然環境保全条例                           |  |  |  |
|                     | 自然遺産                |      | ×               | ×        | 世界の文化遺産及び自然遺産の保<br>護に関する条約             |  |  |  |
| 保                   | 特別緑地保全地区            |      | ×               | ×        | 都市緑化法                                  |  |  |  |
| 謢                   | 緑地保全地域              |      | ×               | ×        | 4101178水11.7公                          |  |  |  |
|                     | 鳥獣保護区               |      | 0               | ×        | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の<br>適正化に関する法律           |  |  |  |
|                     | 生息地等保護区             |      | ×               | ×        | 絶滅のおそれのある野生動植物の<br>種の保存に関する法律          |  |  |  |
|                     | ラムサール条約湿地           |      | ×               | ×        | 特に水鳥の生息地として国際的に<br>重要な湿地に関する条約         |  |  |  |
|                     | 史跡・名<br>勝・天然<br>記念物 | 国指定  | ×               | ×        | 文化財保護法                                 |  |  |  |
|                     |                     | 県指定  | 0               | ×        | 和歌山県文化財保護条例                            |  |  |  |
| 文化財                 |                     | 市町指定 | 0               | ×        | 御坊市文化財保護条例<br>日高町文化財保護条例<br>美浜町文化財保護条例 |  |  |  |
|                     | 周知の埋蔵文化財包蔵地         |      | 0               | ×        | 文化財保護法                                 |  |  |  |
| 景観                  | 景観計画区域              |      | 0               | ×        | 景観法                                    |  |  |  |
| 観                   | 風致地区                |      | ×               | ×        | 都市計画法                                  |  |  |  |
|                     | 保安林                 |      | 0               | ×        | 森林法                                    |  |  |  |
| 国土防災                | 砂防指定地               |      | 0               | ×        | 砂防法                                    |  |  |  |
|                     | 急傾斜地崩壊危険区域          |      | 0               | ×        | 急傾斜地の崩壊による災害の防止<br>に関する法律              |  |  |  |
|                     | 地すべり防止区域            |      | 0               | ×        | 地すべり等防止法                               |  |  |  |
|                     | 海岸保全区域              |      | 0               | ×        | 海岸法                                    |  |  |  |
| <del>3/}-</del> . [ |                     |      |                 |          |  |  |  |  |

注:「〇」は指定あり、「×」は指定なしを示す。

(空白のページ)